

1970年代の米国核不拡散政策と核燃料サイクル政策 ——東アジア多国間再処理構想と東海村施設を巡る外交交渉からの考察——

友次 晋介 (s050313d@mbox.nagoya-u.ac.jp)

[名古屋大学]

The evolution of the U.S. nuclear non-proliferation policy in the 1970s:

Consideration through the diplomacy on multinational reprocessing concept and Tokai-Mura reprocessing plant

Shinsuke Tomotsugu

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

This paper examines (1) how the Ford Administration tried to persuade South Korea to give up obtaining the spent nuclear fuel reprocessing plant and their related technologies, which were one of the most sensitive among peaceful nuclear use, and (2) how the Carter Administration solved the dispute with Japan over the operation of its first reprocessing plant in Tokai-Mura. The Ford Administration found the multinational reprocessing concept as a solution to persuade South Korea to forgo its possession of reprocessing plant. In this concept, the multinational reprocessing plant was supposed to be established in territories of a more reliable nation, while the neighboring nations in sensitive areas were to be allowed to access that facility and gain the benefits in exchange for giving up its own reprocessing. The Ford administration tried to get the Japanese help to realize this concept. In the end, South Korea abandoned its reprocessing option because of the U.S. intimidation that the acquisition of reprocessing plant could have a negative impact on the U.S.-Korean bilateral security partnership. The Carter Administration, on the other hand, considered a reprocessing option uneconomic and even universally harmful in terms of proliferation risk, and so it called for a stronger effort to stop the spread of reprocessing plants. As such, the Carter Administration itself abandoned the reprocessing option domestically, while requesting the Japanese to reconsider the operation of the Tokai-Mura plant in attempt to demonstrate that it would seek the universal goal. Thus although the Carter Administration ended up giving concession to the Japanese government, the agreement was made on the condition that Japan's first reprocessing plant was to be operated on experimental basis for the first two years to obtain the technical data for the creation of the international regime to prevent the spread of sensitive technologies.

Key words

nuclear non-proliferation, reprocessing, international regime

1. はじめに

1970年代までの西側先進諸国では、原子力発電に使用した燃料（使用済核燃料）を化学的に処理してウランやプルトニウムを取り出し（再処理）、既存の商業用炉や将来の高速増殖炉で燃料として再利用することが、エネルギー有効活用の観点から目指すべき路線としてなかば当然視されていた⁽¹⁾。しかし、インドが1974年5月、平和利用を建前として輸入したカナダ製の研究炉を用い、使用済核燃料を再処理しプルトニウムを取り出して核爆発実験を行うと、米国は平和目的を掲げる再処理であっても長期的には核兵器開発につながりかねないとして懸念を強めた。

米国は東アジアにおいても、再処理施設・技術の拡大に対する懸念を募らせた。その背景には、ニクソン政権によって米軍の削減や米国の関与の在り方を再考する方針が示されたこと、米国と中国との関係改善が同盟国の頭越しに行われたことを契機として韓国や台湾の米国に

対する信頼が損なわれ、これら両者の核武装への蓋然性が増大したこと、そしてそのような中、実際に韓国、台湾が再処理施設の獲得を含む核開発プログラムを着手、強化しようと動いたことがあった。

フォード政権はそれまでの米国の伝統的な対外原子力政策を踏襲し、政権末期のわずかな期間を除き、西欧諸国や日本による再処理については問題視しなかったが、韓国や台湾といった安全保障上、微妙な地域が再処理関連の技術・施設を獲得しようとする新たな動きに対しては、たとえそれが保障措置（二国間や多国間の取り決めに基づく核物質の計量措置や査察により軍事転用を防ぐ措置）を伴ったものであっても、長期的には核拡散に重大な影響を与えかねないとして認めなかった。なかでもフォード政権は、フランスからの再処理施設の購入契約を1975年の前半に締結するなど具体的な進展を見せていた韓国・朴正熙（パクチョンヒ）政権の核開発計画を危険視し、強力な圧力をかけてこれを放棄させた。

一方、カーター政権はフォード政権とは大きく異なるアプローチを取った。核不拡散の観点と経済性の観点から、自国の再処理についても無期延期を決定するととも

に、他国にもこの路線に追随するよう要請し、日本に対しては目前に迫っていた東海村再処理施設の運転を再考するよう求めた。当時の日米原子力平和利用協力協定では、米国起源の核燃料を再処理する場合、当該作業に係る保障措置が効果的に適用されていることを確認する日米両国の共同決定が必要であった（8条C項）。日本で核燃料として用いられている濃縮ウランはそのほとんどが米国からの輸入であったから、米国が再処理の共同決定を拒否しさえすれば、日本に対して再処理を取り止めさせることも理論的には可能であった。しかし、それにも関わらず、カーター政権は条件付きとはいえ最終的には日本に対して再処理を認めたのである。

それでは、フォード、カーター政権はどのような論理に基づき、韓国、台湾の再処理を回避し、日本の再処理を容認したのであろうか。先取りして言えば、両政権はその後の米歴代政権の核不拡散政策の内に引き継がれた異なる2つの論理を形成し、それが対東アジア政策にも作用したものと考えられる。この論理とは、すなわち、①米国や一部先進国の再処理については認めるが、再処理能力の地理的拡散、及びこれに伴う地域の国際関係の不安定化に反対する立場から、自前の再処理技術・施設の獲得を新たに目指す国に対しては、原子力協力の拡大の引き換えに、地域の多国間の核燃料サイクル施設・協力枠組への参画を奨励し、それらの国が国内で単独で再処理を行うことを断念させるといふもの（制度的なイノベーション）、②再処理という行為自体を経済的にも核拡散防止上もあまねく望ましくないものと認識し、米国内の再処理については極めて慎重な態度をとるか、完全に反対の立場をとる一方、先進国を含む外国に対しては再処理の再考を促すといふもの、この二つであった。この論理の相違の源泉はつまるところ、核拡散を主として地域の安定化への脅威ととらえるか、グローバルな規範への挑戦と捕らえるかの脅威認識の相違に基づいていた⁽²⁾。

ところで、核拡散に関するこれまでの国際関係論や外交史の研究の多くは、純粋に軍事、安全保障の問題を核開発当事国の側に焦点を当て分析したものであった。こうした研究は、ある国（またはその国の指導者）がいかなる状況において核開発に踏み切ったか、あるいは踏み切らなかったか、またその進路を変更したのかについて関心が向けられる傾向にあった⁽³⁾。他方、核兵器開発能力の獲得につながるうる機微な民生原子力技術を、核兵器国や原子力供給国の側がいかに規制しようとしたのか、また、かかる試みが米国の核不拡散政策の全体の中でどのように位置づけられてきたのか論じた研究は管見の限り少ない⁽⁴⁾。

本稿では、核に関する先行研究の蓄積の中で比較的手薄であった民生原子力利用、とりわけ核兵器開発の能力取得につながる得る核燃料サイクル関連技術との関わりにおいて核拡散の問題を考察すること、そしてこれを防止する側がいかなる行動をとったかを明らかにすることを意図している。以下ではまず、核拡散が1970年代初頭において問題となった理由を当時の国際関係がそれ以前

に比して構造的にどのように変化したかという観点から整理し、その上でフォード政権期、米国が東アジアにおいて韓国と台湾への核拡散をいかに阻止しようとしたか、またこの中で米国が日本をどのように関与させようとしたのか、そしてそのアプローチがいかに変化していったのかを論じる。次に、カーター政権の核不拡散政策の性格について、主に東海村再処理施設の操業を巡る対日交渉の政権内の政策過程を跡付けることなどにより明らかにしたい。両政権の核不拡散政策のアプローチを比較検討することで、米国がどのような論理に基づき核不拡散・国際レジームをデザインしようとしてきたのか理解する一助ともなるであろう。本稿では最後に、上記の議論を踏まえて、フォード、カーター両政権の核不拡散政策のアプローチの違いを分析し、G.W.ブッシュ、及びオバマ政権の米国の核不拡散政策への含意についても付言したい。

2. 1970年代の核拡散問題の背景：構造的要因

1970年代前半は、ベトナム戦争での事実上の米国の敗北により米国が提供する安全保障の信頼性が東アジアに於いて低下した時代であった。ニクソンは1969年7月、東南アジア5カ国歴訪を前に立ち寄ったグアムにおいて、「アジア諸国を我々に大きく依存させることで、我々がベトナムで経験しているような紛争に巻き込まれるような政策は避けねばならない」⁽⁵⁾と述べ、米国が引き続き条約上の義務を果たし核の傘を提供するとしつつ、通常兵器による防衛については同盟国自らが負担すべきとの考えを示した。

この方針の反映としてニクソン政権は、韓国の強い不満と抵抗にも関わらず在韓第7歩兵師団を削減した。こうした中、韓国では、韓国原子力研究所（KAERI）が1972年に『第3次5カ年開発計画（1972～1976）』において、1976年までパイロット再処理施設を建設することを謳った⁽⁶⁾。韓国はさらに、1970年に在韓米軍が7万人規模から4万4,000人規模に縮減されたことを受ける形で、韓国防衛開発庁（ADD）と韓国兵器利用委員会（WEC）を発足させた⁽⁷⁾。このことは、同国で何らかの核兵器能力の開発が開始されたことを示唆していた。後述するが、韓国のADDが核兵器開発を行っていることを、米国は諜報機関による報告により遅くとも1975年2月の時点で認識していた⁽⁸⁾。

台湾もまた、米国からの「見捨てられ」の危機の淵にあった。国連代表権問題では台湾を支持したニクソン政権であったが、ベトナム戦争を有利に收拾させるため中国に接近した。すなわち、ニクソンは1972年2月、北京、杭州、上海を公式訪問し、米中両国は国交正常化へむけ両国が連携して取り組むことを謳った「上海コミュニケ」を発表したのであった。

こうした情勢であって、台湾の国民党政府（国府）もまた、1960年代後半から1972年頃まで、核兵器能力の開発について検討していた可能性が高い⁽⁹⁾。国府は1972年に米国からの再処理施設の輸入を打診し、他方西ドイツ

に対しても再処理施設の建設のための資機材購入を打診していたが、ニクソン政権は前者については拒否、後者についてもボン政府と国府に働きかけて取り止めさせた経緯があった。この時期、ニクソン政権は中国との関係正常化に動いていた事実は留意すべきであろう。韓国であれ台湾であれ、機微な技術を含む核開発プログラムが、米国の軍事的プレゼンスの低下した時代に開始されたことは偶然ではない。

他方、フォード政権は、地理的に共産諸国との境界域にある同盟国に微妙な技術が存在すること自体に懸念を強めていた。恐らくそれは、旧・南ベトナム支配下地域に、米国提供の研究炉が残存し、ベトナムの機微な資機材の回収が国務省をはじめとして米政府の心配の種になっていたことも関連している。南ベトナムの北部のダラット (Da Lat) には米国の支援によって1964年以降、小型の研究炉が稼働していた。しかし、北ベトナムによる南北統一が確実にとなると、米国は研究炉に付随する核物質が北ベトナムの手に渡ることをおそれ、1975年3月～8月にかけてこれらの物質の回収作戦を急いだ。この経験は、米国の韓国、それに台湾への核拡散防止努力に微妙な心理的影響を与えた可能性はある。

米国の原子力供給国としての地位と信頼性が低下したことも核拡散に影を落とした。核燃料として用いる低濃縮ウランを生産するための濃縮プラントはもともと西側世界では米国にのみ存在し、そのことが他国への機微な技術の拡散を管理する米国の力の源泉ともなっていた。それが1970年代に入ると核兵器と民生原子力利用の関係は、74年のインド核実験で転機を迎え、さらにそれ以前から静かに進んでいた米国のウラン供給の市場支配が動揺したことで一層懸念される状況になった。当時の石油の需給ひっ迫により濃縮ウランの需要拡大は確実と見込まれていたが、米国によるウラン供給能力は市場の需要拡大に追いつきそうになく、そのために西ドイツやフランスであらたな濃縮事業が計画されるようになったからである。

先進工業国において、石油の需給ひっ迫の懸念は1960年代後半から1970年代前半にはすでに顕在化しており、これに石油危機が追い打ちをかけていた⁽¹⁰⁾。これに対応するように、西側諸国での原子炉の受注量は、1964～1969年は81件、1970～74年は143件で最多となった⁽¹¹⁾。ところが実際の濃縮能力はこの要請を満たせる状況ではなかった。米国内の濃縮既設3工場で供給は当分間に合うとされたものの、1980年代初期には自由世界の需要が米国の濃縮供給能力を越えるものと見込まれた。ニクソン・フォード両政権は、政権内に頑強な抵抗は存在していたが、総じて濃縮事業の民営化と市場競争原理の導入を志向しており、この期をとらえて民営濃縮工場の建設に備える路線を採った。

米国原子力委員会 (AEC) は1972年12月に濃縮役務の契約基準を再検討するとして、新規の契約締結をいったん中断すると発表、1973年1月には濃縮役務基準の改定案を発表した。この改訂では、米国によるウラン濃縮

の役務契約を原子炉に初装荷する濃縮ウランの引き渡しより8年前に行うことや、原子炉の出力に応じた前金の3分の1は契約時に支払うこと、契約にあたり10年間毎に燃料の購入数量と時期を定めることなどが新たに盛り込まれた。またこの改定にあわせ、1978年6月10日～82年6月末までの期間に濃縮ウランの購入を希望する事業者は、(購入時期から4～8年前の)1974年6月30日までに契約申請を行うよう要請された。

米国としては、民間企業を濃縮事業に参入させるためには、どうしても魅力的な市場の存在を知らしめる必要があった。濃縮役務基準の改訂は、購入契約を前倒しすることでウラン濃縮の需要予測を容易にし、将来の民営濃縮工場の建設に向け資金調達を容易にするものと期待されたのである。しかし、役務契約の時期から初装荷までのリードタイムを8年もとり、10年毎の販売数量を定めるとあれば、電力事業者は新たなリスクを背負わねばならなかった。事業者は、核燃料が不足する可能性を考慮し、予め多めの需要予測を行ったため、実際に必要ないかもしれないウランを買い急ぐことになり、ウラン価格が高騰する結果を招いた。そのため、西側先進国では、濃縮役務の対米依存からの脱却を図る声が高まり、1960年代後半からすでに目指されてきたウラン濃縮の供給源の多元化、使用済核燃料の再処理路線に更なる根拠を与えた。国際的な原子力市場に新たに参入したフランスや西ドイツといった国は、こうした事業の償却を行うために、外国にも販路を求める必要があった。こうして、先進工業国のうちの非核兵器国、及び原子力開発に意欲を示す開発途上国に、民生原子力利用に係る資機材・役務の供給、再処理施設の購入に関し、米国以外の選択肢が与えられた。

3. フォード政権による核拡散防止努力

3.1 韓国への核拡散問題

インドが1974年5月18日に核実験を行うと、使用済核燃料の再処理技術の拡散に関する懸念が米国内で高まった。しかしフォード政権の懸念は、実験が現に行われた状況ではその行動自体にはあまり向けられず、むしろ安全保障上、微妙な地域や国が機微な技術を新たに獲得することで、隣接国への核拡散の連鎖が生じることに向けられた⁽¹²⁾。

東アジアにおいてフォード政権は、再処理施設の獲得を含む具体的な核開発計画に力を入れていた韓国の核開発にとくに強い態度を示した。韓国の核武装の可能性が実際に懸念されていたことに加え、その微妙な地政学的条件によって、東アジアにおける核の連鎖を引き起こしかねないと考えたからであった。

国際原子力機関 (IAEA) の米国政府代表部が1974年8月13日にヘンリー・キッシンジャー (Henry Kissinger) に宛てた電報は、韓国が核拡散防止条約 (NPT) の批准が遅れた背景に、核兵器開発オプションを残しておこうとする動機があったとする報告書が纏められていたことを示している。同代表部は、韓国が欧州における再処理

技術の予備調査を行っていること、二番目（一番目は東海村再処理施設）の商業規模の再処理施設の立地に苦勞している日本に接触を試みていることを明らかにしたうえで、韓国は自国または他国の使用済核燃料を再処理して「大量のプルトニウムを獲得する可能性が高い」と評価し、それゆえ同国のNPT批准が非常に優先度の高い問題であると結論した⁽¹³⁾。米国は、韓国が日本の使用済核燃料の再処理役務を引き受けることを口実として、再処理施設の建設を目論んでいることを察知していた。

韓国への核拡散の懸念は、諜報活動による報告もあり、1975年春までに差し迫った問題になっていた。国務省のジョージ・スプリングスティン（George Springsteen）は1975年2月4日、以下の理由を述べて、国防総省が支持するロケット推進体のプラント及び関連技術の韓国輸出に反対の意向であることを、国家安全保障会議（NSC）のブレント・スコウクロフト（Brent Scowcroft）大統領特補佐官に伝えている⁽¹⁴⁾。

朴大統領は、韓国防衛開発庁（ADD）を通じ、朝鮮半島の状況において“戦略的”に意味のある先進兵器システムを開発する野心的計画に乗り出している。先進ミサイルに加えて、ADDは核兵器のプロトタイプの製造を指揮するよう指令も受けている。韓国の今の指導体制の下では、たとえ核弾頭が無い地对地ミサイル（SSM）であっても不安定化要素であり、南北朝鮮で慢性的に発生している小規模の海上またはその他の偶発的衝突からの、深刻かつ急速なエスカレーションを招く危険性を増大させるものと我々は確信する。核兵器開発と先進ミサイル能力の結合は、韓国の地理的位置を考えると極めて深刻な戦略的な含意を持つであろう。

スプリングスティンの上述の発言からも窺える通り、米国は地理的要因のみを重視したのではない。それに加えて、韓国の政治指導体制をも懸念したのである。強権的な国家が核を持つことが周辺国家に与える動揺を懸念したとも言えよう。実際、米国は朴政権の強権性にはずっと強い懸念を持っていた。ウィリアム・ポーター（William Porter）駐韓大使は1971年1月頃にはすでに、200万人の予備役、女子学生の軍事訓練の強制編入等を挙げて、韓国が「周辺諸国から受ける脅威をゆうに上回るほどの“完全な軍国主義国家”になる」ことを懸念していた⁽¹⁵⁾。その後の朴政権の更なる強権化は周知のとおりである。朴は米国の懸念にも関わらず1972年10月には戒厳令を布告して独裁色を強め、中央情報部（KICA）による弾圧を拡大していく。米国は朴政権の強権性、不測の事態における揮発性を憂慮し、この政権が核を持つことの危険性、周辺地域が抱くであろう懸念を理解していたのであろう。

スコウクロフトもまた、スプリングスティンの見方にほぼ整合する形で、1975年3月、リチャード・スナイダー（Richard Sneider）駐韓大使に対し、以下を打電した⁽¹⁶⁾。

- 韓国政府が初期段階の核兵器開発計画をすすめているという大使館の評価に同意する。諜報機関による後続

の報告は、大使館が参照の電報において示した、極めて優れた概要報告を補強する。

- 韓国の核能力に関する省庁横断的研究は完了しており、韓国政府が限定的な核兵器及びミサイル能力を10年以内に開発しうることを示している。
- 韓国の場合、我々に共通する懸念は、韓国の戦略的位置、及び同国の核能力構築の努力が近隣国、とりわけ北朝鮮と日本に与えるインパクトによって強められている。韓国が核兵器の獲得を果たす以前に、韓国が核能力を構築せんと努力していることはおのずと知られるところとなり、その事実自体が日本を含む近隣国に政治的影響を与える。

なお、以上の電報からも見て取れるが、フォード政権内では、日本への核拡散が日本国民の反核感情が侵食されて起こるもので、他律的なものであると解釈されていたことが見て取れる。日本への核拡散は、それ自体が起点となるものではなく、近隣国からの連鎖的な影響によって初めて問題となると考えられたのである。

3.2 多国間再処理構想の韓国への適用と韓国の「逆」提案

さて、韓国への核拡散問題を複雑にしたのは、使用済核燃料の再処理がこれまで西側の先進工業国では広く目指されてきていたという事実であった。まして、この時期、米国の濃縮能力は限界に近づいており、米国原子力委員会（AEC）のディクシー・レイ（Dixy Ray）委員長はウラン需要を抑制する手段として、再処理を先進各国に奨励さえしていた。このため、あくまで平和目的とされる再処理をこれらの微妙な地域にある国にのみ規制する矛盾をいかに緩和するか検討する必要が生じた。

フォード政権は、この問題に対する解を地域の多国間再処理に求めた。この構想は、規制されるべき国を含めた複数の国・地域が、比較的信頼のおける国に立地した既存、あるいは新設の再処理施設を共同で運営するというもので、問題となる国・地域が再処理施設を自国内に設置し、単独で再処理を行うことを諦めさせることを意図したいわば“制度的なイノベーション”であった。この構想が機能すれば、参加国はすべて再処理の恩恵にあずかることが出来る一方、軍事転用の可能性を事業の共同管理の下で絶つことができるのであった。

このような発想はインドの核実験後間もない時期に確認できる。例えば、米軍備管理・軍縮局（ACDA）のフレッド・イクレー（Fred Ikle）が米側代表として参加した1974年7月の米国とカナダによる核拡散問題に関する高官級協議では、すでに「インドの核実験で緊急性が増大した広範にわたる特有の問題群に対処するために両国が緊密に連絡すること」が申し合わせられ、パキスタンが獲得を目指しているらしい再処理施設の獲得を阻止することと併せ、とくに米側代表からは「多国間再処理施設の利点」が提起されていた⁽¹⁷⁾。また、国家安全保障会議（NSC）の次官級委員会は1974年12月5日、NSSM202号に従って行った核不拡散政策の再検討成果として「国家の核開発能力の更なる拡散を阻止する」とし、「当該分野に

において信頼があり、経済的である商業上のサービスによって、将来の世界の需要を満たすことのできる多国間もしくは米国を含む二国間のプラントの実現を促し、もって「[単独]国の濃縮、及び化学的再処理施設の[更なる拡散の]制限を行う」方針を挙げていた⁽¹⁸⁾。

この方針に従い、フォード政権は、韓国の核開発を阻止するために地域の多国間再処理構想を適用しようと考えた。国務省は1975年3月26日までのある時期に、米国政府の韓国に対する暫定方針『韓国の核兵器開発計画』を纏め、この中で韓国の核問題を「他の原子力供給国を巻き込んだ多国間枠組の中で解決すること」としていた⁽¹⁹⁾。ここでは、当然、再処理施設を韓国以外の国の領土内に立地することが想定されていた。

ところが興味深いことに、同時期、韓国も地域・多国間再処理構想を提唱していた。大きな相違点は、多国間再処理施設を韓国内に置こうとする点であった。韓国は1975年の段階では、商業炉を一基も稼働させていなかった（所号機の古里1号機は1977年に運転開始）。これは、使用済核燃料も無いうちから、一足飛びに再処理施設の導入を図ることの正当性を幾分減じるものであった⁽²⁰⁾。そのため韓国は、自国内に多国間再処理施設を設置し近隣国に役務を提供することで説得力を持たせる必要があったのであろう。韓国が具体的にいつから同構想を温めていたかは確かではないが、米国の機先を制し、対抗する意図があったことは想像に難くない。前述の通り、ウィーンのIAEA米国代表部は1974年8月には、韓国が日本の使用済核燃料の再処理を引き受けるべく工作していたことを察知していた。競合する米国と韓国の多国間再処理施設構想は、ただ偶然に同じ時期に検討されただけというわけではないであろう。

スナイダー駐韓大使の1975年2月の報告によれば、軽水炉の輸出に向け市場調査に訪韓した米GE社の調査チームに対し、韓国政府の高官が、韓国領内に多国間再処理施設を建設して使用済核燃料からプルトニウムを取り出し、日本と台湾に輸出することに大きな関心を持っていることを明かしたという⁽²¹⁾。もっとも、日本としては、この類の話はあまり有難い話ではなかった。後述する通り、歴史的に日韓関係が微妙であったことも手伝って、使用済核燃料の再処理を韓国に委託することは日本にとっては魅力的なオプションではなかったはずである。

米国エネルギー研究開発庁（ERDA）の科学担当官は1975年4月17日、崔亨燮（Choi Hyong-sop）科学技術相と会談した。この席で崔は、地域の核燃料サイクル施設、とくに使用済核燃料の再処理施設と処分場の実現に向け、韓国、日本、台湾が真剣で協力的な計画策定に着手すべきであると述べ、併せて韓国が多国間の協力的な枠組に参加すれば、韓国の核開発の意図について北朝鮮を安心させることが出来るとの見方を示した⁽²²⁾。その上で崔は、米国に対して、多国間枠組への参画に消極的な日本を説得するよう求めた。他方、韓国はフランスのサンゴバン社からのパイロット再処理施設の韓国への輸入に関する韓仏交渉を進めていた。韓国にとって多国間再処理概念

は、自国への当該施設の立地が前提となるものであった。

韓国領内における再処理施設設置が北朝鮮との偶発的衝突をエスカレートさせる可能性があるとして、韓国外に多国間再処理施設を置くことを提唱する米国と、韓国領内に多国籍再処理施設を建設することによって北朝鮮を安心させる効果があると主張する韓国は、その主張とこれを裏付けるロジックの双方において対照的であった。しかし、フォード政権にとって韓国の再処理施設の獲得は、それが多国間で運営されるものであれ自国により運営されるものであれ、当該施設が韓国内にある限り、韓国に機微な技術を渡すきっかけを与えるものであり、許されないものであった。1975年7月の後半までに国務省は、ACDAのイクレーの協力も得て、韓国にパイロット再処理施設の輸入を予定通り行わないよう説得せよとのスナイダー駐韓大使への訓令の草稿を準備していた⁽²³⁾。この中で国務省は、韓国内の再処理施設の建設の代替として、韓国以外に当該施設が立地する多国間再処理事業への韓国の参画を米国が支援する旨を伝えるという方針が固められていた。

ところで、フォード政権は、地域の多国間再処理の概念を核拡散防止努力の一環として利用するにあたって、同概念を国際機関へ持込むことで、米国の意図を相対化するよう図ったようである。IAEAは1974年10月、使用済核燃料の多国間再処理施設を設置した場合の経済性等について予備調査を行っていた⁽²⁴⁾。このIAEAの調査プロジェクトは核拡散防止努力の一環として米国が非公式に進めていた多国間再処理構想とは直接の関連はないと考えられるが、フォード政権は、IAEAの調査プロジェクトが行われることにより、多国間再処理構想そのものが特定国への核拡散防止を狙い撃ちしたような印象を与えることを薄め、他方、第三国が協力・参加する敷居を下げることをも期待した節がある。フォード政権はこの効果を利用して、日本に対して多国間再処理構想への参画を、IAEAの調査プロジェクトへの参画という控えめな体裁で促し、自国を狙い撃ちした差別待遇を嫌う韓国政府に対しては、米国が行っているのは国際的な取り組みであって韓国だけを差別したのではないと反論したのであった。

IAEAにおける米国の政府代表部は1975年5月、米国政府として①アジア地域においてはすぐに再処理が必要な国はないこと、②再処理施設の建設は経験のある機関によってさえ高価で危険であること、③過去に再処理をやったことのある国は少ない、④大規模な原子力計画を持つ国でも再処理計画なしで計画を遂行してきた、という認識を持ってIAEAの調査を奨励していることを明らかにし、同時に米国が独自に「多国間核燃料サイクルセンター」に関する研究を行っていることを宣言した⁽²⁵⁾。

先進国間の根回しも進められた。1975年6月にロンドンにおいて開催された原子力供給国会議の際に米政府代表とカナダ、フランス両政府の代表との間でそれぞれ持たれた二国間協議に於いて、カナダから、同国製の重水炉（インドに輸出したものと同一タイプ）を韓国に輸出

する場合には使用済核燃料の再処理の可能性を摘むための遵守要件を課すとの言質を得る一方、フランスからは米国が韓国に再処理施設の購入契約を断念させるよう圧力を加えることを黙認する考えであることを聞き出した（主契約者、供給者としての立場から、フランス自身は、契約を破棄する考えはなかったであろう）⁽²⁶⁾。

同会議の米政府代表団から駐韓米国大使館に送られたと見られる電報では、多国間再処理構想について米国が協力する準備があることを韓国に伝える旨が指示されている。しかし同電報では、多国間再処理施設を韓国内に建設することを米国として決して望まないものの、しかるべき段階までそれ以外の立地についての声明も留保することを望んできたことが注釈として付記されている⁽²⁷⁾。その後、キッシンジャー国務長官は1975年9月、国連総会において演説し、その中で単独の国が核物質を軍事転用できないよう地域の多国間燃料サイクルセンターを設立することを提言した⁽²⁸⁾。韓国を露骨に狙い撃ちした多国間再処理構想の表明は慎重に避けようとしていたことが窺える。

3.3 米国の対韓圧力の強化と韓国の抵抗

米国は韓国の再処理能力の獲得を何としても阻止しなかったが、韓国も頑強に抵抗した。米韓両国とも異なる動機から多国間再処理施設構想を提唱し、そして両国とも各々の目的を達成させるためには日本の参画が必要であると考えたのであった。米国が韓国への圧力をエスカレートさせたのは1975年の夏以降であった。スナイダー駐韓大使は1975年8月23日、韓国の崔科学技術相を訪れ、再処理施設を韓国が獲得した場合、これに刺激された北朝鮮が中国及びソ連から核技術を獲得するという懸念が、フォード政権と議会内で増大していると伝えた⁽²⁹⁾。同大使はさらに、9月25日に、韓国の蘆信永（Lho Shin Young）外相代理及び、同席の韓国原子力研究所（KAERI）の尹容九（Yoon Yong Ku）所長と、26日に南憲祐（Nam Duck Woo）副首相と、29日に崔亨燮科学技術相と相次いで会談した。これらの3つの会談で、スナイダー大使は、多国間再処理を提唱したキッシンジャーの9月22日の国連演説に触れ、何も韓国だけを差別的に扱っているのではないと述べるとともに、多国間再処理への米国の支持を伝えた⁽³⁰⁾。

スナイダー大使はまた、①韓国における（再処理による）プルトニウムの分離能力の獲得がその意図に関わらず地域の不安定化を招き韓国自体の安全保障を脅かすことや、②再処理に固執した場合に韓国の原子力発電所の建設支援につき米議会から支援が得られないこと、③再処理を諦めた場合の見返りとして燃料加工施設の建設支援を検討できることなどを伝え、フランスからの再処理施設の購入の放棄を迫った⁽³¹⁾。加えて、スナイダー大使は、蘆信永外相代理と南副首相との私的な会話において、日本が同じくフランスからより大規模な再処理施設を導入していることに触れ、地域における日本の核武装への敏感性、日本が今のところNPTの批准に失敗していることさ

え言及した⁽³²⁾。韓国の再処理能力の獲得が日本を刺激する可能性があることを遠まわしに指摘する意図があったと思われる。

一連の会談で韓国側はスナイダー大使に激しく反発した。南憲祐副首相は、再処理施設の購入は朴大統領も臨席した閣議決定されたものであり覆せないとした上で、朴が国家主権を守るためなら米国が受注していた第2古里原子力発電所のキャンセルもやむを得ないと考えている旨を示唆した。崔亨燮科学技術相は、そもそも彼が多国間再処理施設の構想を提唱したのに、米国と日本がそれを拒否したと指摘し、韓国は米国とIAEAの査察を全面的に受け入れる意向であるのに、米国が再処理を認めないと言うことは、すなわちそれは韓国を信頼していないことを意味するなどとして、米国の姿勢を論難した⁽³³⁾。

しかし、米側は強硬な態度を取り続けた。続けて、ロバート・S・インガソル（Robert S Ingersoll）国務副長官は1975年10月9日、韓（Hahm）駐米大使を呼んで、韓国の再処理施設の導入の放棄を迫った。韓大使は韓国の主張を曲げることは出来ないとし、多国間再処理を代替案としたい旨を述べて抵抗したが、米国側は多国間再処理施設の構想は、立地地域の前提無くまず調査を行うものであることとして、まず先に韓国が再処理オプションを放棄することが肝要であるとの立場を示した⁽³⁴⁾。フォード政権としては、多国間再処理施設の建設構想に日本が積極的に参画し、可能ならば日本領土内での立地も視野に入れることを望んでいた節がある。そうであれば、多国間再処理施設の構想を立地地域の前提なしに調査すべきとの米国の主張には偽りがあったことになる。

他方、韓国の主張も、あくまで再処理施設の自国の立地を実現するための方便として、自国にとって怨嗟の対象ともいえる日本を誘い込んだ形で多国間再処理構想を提案している、という点で矛盾を含んだものであった。韓国にとって再処理施設の購入は宿願というべきものになっており、日本と比して差別待遇されることは到底受け入れられるものではなかった。韓大使は同じ席で、インガソル副長官に対して、再処理のパイロット施設すら認めない態度は、「日本と韓国との格差を永続化」させ韓国をして日本に「従属させるもの」であるとして強い不満を表明した。

さらに蘆外相代理も10月24日、スナイダー大使との会談で、韓国として再処理施設の輸入契約の破棄は不可能である旨を伝えたくて、なぜ日本の再処理には反対しないのに、韓国の再処理には反対するのか問うた。スナイダーは「日本は“DMZ”（非武装地帯）にはないが、韓国はDMZにあって中国やソ連のことを考えなくてはならない」、「我々は日本人がいかに強く核兵器開発に反対しているか知っている」などと答えた⁽³⁵⁾。スナイダーは10月31日、この一件に恐らくは強い印象を受け、韓国の主張が「日本と比べ差別的な扱いを受けているという憤怒とあいまった、国の威信とエゴの強い要素」に動機づけられたものであると報告した⁽³⁶⁾。

周知の通り、1975年の南ベトナム軍敗走で西側陣営の

結末の必要性が再認識されたということがあって、日韓両国は幾分関係改善の兆しを見せていたが、金大中の東京のホテルからの拉致事件（1973年8月）、在日韓国人・文世光による朴大統領暗殺未遂事件（1974年8月）によって国交回復後、最悪の状況となった両国の関係は、依然ごちないままであった。このような状況の中でも、韓国は日本に“負けないため”に日本の協力を仰ぐことも辞さない態度をとったのである。

3.4 多国間再処理構想を巡る日米韓の相克

多国間再処理構想は、米国にとって韓国に再処理放棄を迫るための方便、韓国にとっては自国の再処理施設を建設するための方便であって、両国にとって最初から立地については結論が決まっていた。つまり、米国にとっては韓国以外の領土内、韓国にとっては自国の領内が相応しいのであった。このような状況で、日本政府は最初から米国からの誘いにも、韓国からの誘いにも極めて消極的であった。日本政府にとり、地元や環境運動家の反対運動などで、ただでさえ再処理施設の立地には苦勞するのに、外国の“核のごみ”を自国で引き取ることなど論外であった。したがって、日本にとっては、もし多国間再処理施設を作るのであれば、その立地は日本以外かつ韓国以外であるべき、というのが本心であったと思われる。

当時日本では、米国をはじめとして外国から寄せられた新規の多国間の原子力事業立ち上げに関する協議は、大手電力各社が1974年5月の決定に基づき設立した「濃縮・再処理準備会」が行っていた。やがては日本原燃に発展するこの準備会は、日本原子力発電の一本松珠璣が会長に、科学技術庁の元・原子力局次長の田宮茂文が顧問として加わったほか、日本原電の技術部長の今井隆吉がメンバーとして加わり、日本政府としてあまり公式化したくない微妙な原子力外交の一翼を事実上担う形となっていた⁽³⁷⁾。

ジェームズ・D・ホジソン（James D Hodgson）駐日大使は1975年5月28日、日本の韓国との「現在の居心地の悪い関係」ゆえに、日韓両国が共同で再処理について取り決めを交わすとか、または韓国に多国間の再処理施設を立地するというにはならないとの見通しを国務省に報告していた⁽³⁸⁾。ホジソン大使はまた、日本の濃縮・再処理準備会が、米国、フィリピン、日本の多国間再処理施設の建設及び運転に関する実現可能性を検討するよう米国に要請していることを伝えた。さらに、大使は、同準備会が機微な地域にある韓国、台湾を顧客とすることは無いとの判断を示していることも報告した。要するに、同準備会としては、韓国、台湾を含む多国間再処理事業の誘いには乗りたくなかったというのが本音であったと思われる。

その5日前の1975年5月23日、NPTの再検討会議の際、米国の政府代表の一人が、日本の代表の一人であった今井隆吉と会談した。この中で今井は、使用済核燃料の多国間再処理施設を発展途上国に立地させることには問題

が多いと語り、韓国に立地することは「危険である」とさえした⁽³⁹⁾。ホジソン大使は1975年7月19日付の電報で、日本を多国間再処理構想に招致する上での懸念として、日本の原子力コミュニティにはフィリピンでの立地検討を米国に要請する声もある一方で今井隆吉など途上国の立地を危険視するむきもあること、先の国会でNPTの批准承認に失敗したことに対し米国がある種の報復を行うのではないかと懸念が持たれていること、さらに日本内には米国がNPTに伍する保障措置の仕組を日本に課することを企図して多国間再処理枠組を提案していると恐れられている可能性があることなどを報告した⁽⁴⁰⁾。

東アジアの多国間再処理施設の構想には、理論的に①韓国、台湾に作る、②日本に作る、③韓国、台湾、日本以外の途上国に作る、という三つのオプションがあったはずであるが、日本にとっては①は米国が反対しており論外、②は外国の使用済核燃料つまり核の廃棄物を受け入れなくてはならないので問題がある、③は途上国に機微な施設を立てなくてはならないということで核拡散上の問題がある、といずれのオプションも魅力的ではなかった。多国間再処理施設をそもそも作るべきなのか否かという根本的問題に加え、もしこの施設を作るのであれば、上記3つのオプションのうちどれが一番ましな結果をもたらすのか—これらの問題に関して、この日本の原子力コミュニティで積極的な見解の擦り合わせがなされた形跡はなかった。このような日本から支持を得るのは米国にとりなかなか困難なことであった。

また、日本は核拡散防止条約（NPT）を1970年2月3日に署名していたが、1975年の時点でいまだ批准に至っていなかった（国会承認は1976年5月、批准は同年6月）。ホジソン大使は多国間再処理構想がNPT批准の攪乱要因になることを案じていた。そこで大使は上記7月19日付の電報において、今後米国が日本に対して、多国間再処理に関する協議を持ちかけるためのアプローチとして、地域の多国間再処理に関するIAEAの研究にまずは招き入れることで日本に考えるためのある程度の時間的猶予を与え、政策決定のペースを緩めさせることや、日本が大規模な地域の多国間再処理施設の技術上・経済上のメリットに気づくよう図ること、さらに出来る限り内密に、非公式な形で打診することなどを提言した⁽⁴¹⁾。

一方、国務省は、これとは対照的に日本を多国間再処理構想に早急に組み入れる必要があるとみていた。キッシンジャーの署名入りで、国務省から1975年10月16日付で駐日大使館に送られた電報は、具体的に構想を動かすためには施設の立地をなんら決める予定が無かったIAEAの研究に日本を参加させるだけでは十分でなく、日米両国政府の直接協議が必要との国務省の考え方を示していた⁽⁴²⁾。同電報はまた、米国が東海村再処理施設を多国間再処理構想の対象からはずすことで日本の懸念を緩和することを明らかにする一方、日本が二番目の再処理施設を必要としていることに言及し、多国間再処理構想への日本の参画が核不拡散の観点からも日本の経済的利益からも有益なものと認識されるよう期待感を表明して

いた。

同電報は、「幾人かの日本のリーダーは、韓国が再処理施設を保有する危険性を認識しており、仮に日本本土外の土地に日本が再処理施設を建設することが代替案となるのであれば、何らかの形で韓国が参加する可能性を否定していない」と述べていた⁽⁴³⁾。日本の原子力関係者の多くが外国の使用済核燃料を日本領内に受け入れることを渋っていたことは事実であろう。彼等はだから、多国間再処理に仮に参画をするのであれば日本国外に立地することが望ましいと考えていた。

さて、この時期、韓国も濃縮・再処理準備会に接触していた。田宮茂文は10月16日に、韓国の原子力当局の担当者（名称不詳）の訪問を受けており、多国間再処理施設に関する日米韓による研究について協議したらしい⁽⁴⁴⁾。韓国としては国内立地に困っている日本の事情を見透かして、日本や台湾の使用済核燃料を引き受ける多国間再処理施設の韓国誘致を狙っていたのであろう。田宮は、米国がイニシアチブを取るなら日本としても非公式の研究への参加を考えてよい旨を韓国側に伝えた。田宮は即日、このことを米国のジェラード・スミス（Gerald Smith）移動大使に通報している⁽⁴⁵⁾。

田宮はまた、多国間再処理施設の立地によほど不安を募らせていたのであろうか、日本の懸念をスミスに念押ししている。日本では二番目の再処理施設が必要になってきているが、これが外国の使用済核燃料を引き受けるとなると、激しい環境運動の反対に合い、国内に立地することはままならないことを述べた。そして多国間再処理施設の立地の望ましい条件として、日本の国外であること、米国が支配する地域内にあること、の2点を挙げたのであった⁽⁴⁶⁾。

3.5 韓国の再処理施設購入の断念

韓国の再処理施設を巡り、米韓両国は1975年12月初めごろまで平行線をたどった。1975年11月21日にワシントンで開かれた昼食会では、駐米韓国大使館の科学アタッチェが、国務省海洋・国際環境・科学局（OES）のマイロン・クラッツァー（Myron B. Kratzer）国務次官補に対して、米国の要求が政治的なものであると批判、韓国の導入しようとしている再処理施設の容量は小さく、その目的は経験を得ることにあると主張した。これに対してクラッツァーは、韓国の当局が提供した情報に基づけば、出力は軍事的な意味を持つに十分なほど大きいと反論した⁽⁴⁷⁾。

スナイダー大使はさらに強硬な態度を示すようになった。彼は1975年12月10日には、南副首相と会談、韓国がこれ以上再処理に拘泥するなら、二国間関係に広範な否定的影響が出ると恫喝した。これは、暗に米国の朝鮮半島への関与を見直さざるを得ないことを示したものと見られる。また、スナイダーは12月10日、朴大統領に至急の情報が行くものと読んで、国務省に対し「もし韓国がこれまで示唆してきたとおりに再処理プロジェクトをすすめるなら、我々は韓国への防衛協力に敵対的な議

会の行動の可能性も含めて、安全保障と政治に関する米韓関係の全範囲に影響が出ることを、永久に拭いさることが出来ないほど明確に韓大使に示さなければならないと信じている」と打電した⁽⁴⁸⁾。そもそも、「見捨てられ」の懸念から韓国の核開発が進められたのであれば、このような安全保障面でのある種の恫喝で、米国が韓国の核開発を放棄させようとするのは皮肉なことであった。

こうした強硬姿勢がどの程度奏功したのかどうかは実際のところは分からないが、韓国の姿勢は12月中旬に入って変化を見せ始める。所管官庁である韓国科学技術部（MOST）の幹部が12月16日、KAERIの尹容九所長をともなってスナイダー大使を訪れ、韓国が再処理施設の購入を断念することに伴う、米国の見返りを確認するような以下のような質問を手渡した⁽⁴⁹⁾。

- 燃料加工の技術・資金援助を支持する意思はあるか
- いつ、どこでアジア地域の核燃料再処理センターが設立されるのか、またそれは何をするのか。参加者はだれか、韓国の役割は何か。米国は事前に韓国人の技術訓練をしてくれるのか
- 米国は設計、製造能力に関する原子力発電プログラム、原子炉安全、廃棄物管理技術に関し、長期の訓練を提供してくれるのか
- 米国政府は地域の多国間再処理センターが操業するまでの間、全ての将来の需要に見合う濃縮役務、及び再処理役務を保証してくれるのか
- 韓国が米国製の天然ウラン、及び原子炉の購入をするための融資を米国政府は支援してくれるのか

スナイダー大使は、これらの質問は正当であるものの回答するには十分な時間がいると述べつつ、燃料加工技術の移転に関する一般的支持については米政府との広範な協議が必要であること、多国間再処理施設についてはIAEAの詳細な研究を完了しないことには回答することは困難であることを伝えた⁽⁵⁰⁾。

しかし、韓国は1975年末～76年1月中旬までに事実上、フランスからの再処理施設の購入を断念し、条件闘争に移行したと思われる。スナイダーは12月26日、朴大統領の意向を受けた金正濂（Kim Chong Yom）大統領秘書室長と会談した。この席で金はスナイダーに対して韓国の再処理計画の正当性を再び主張した上で、契約の破棄は難しいと主張しつつも「米国の反対、広範な米韓関係、政治、安全保障上の米国の要求の深刻性にかんがみて韓国はフランスとの契約の再処理に関する部分を見直す用意がある」と語った⁽⁵¹⁾。金正濂秘書室長はさらに、正当化できる理由なしに主権国家が契約を破棄出来ないと主張した⁽⁵²⁾。スナイダーが韓国の立場をより詳しく定義付けるよう要求したところ、秘書室長は、地域の多国間再処理について詰めるには2、3年を要するであろうが、そのほかの機微で無い原子力分野の米韓協力の拡大については6カ月を要しないと見ていることを示唆、6カ月かけて専門家による詳細な協議を行えば「協力の範囲」に関する合意に達するとの予測を示した⁽⁵³⁾。このことは、韓国がフランスからの再処理施設の購入を断念するにあ

たつての見返り条件から、地域の多国間再処理センターの実現が事実上落ちたことを意味している。

会談後、金・秘書室長からスナイダーに電話があり、金が朴大統領に会談の内容を全て報告したこと、及び朴がこの報告に印象付けられて、米国との間に満足のいく合意ができるまで再処理プロジェクトを中止することをフランス大使館に伝達するよう命じたことを伝えてきた。こうして、米国と韓国の深刻な対立は、ようやく終息に向かった。

韓国が再処理施設の購入を放棄した最大の理由は何か。現段階で米韓間の交渉の経緯、状況からの判断するに、結局は安全保障問題を持ち出した恫喝がもっとも決定的だったと思われる。米国ははじめ日本を巻き込んだ多国間再処理構想を立ち上げて韓国を平和裏に説得しようとしたが不調に終わり、日本からも積極的な協力は得られなかったと言える。米国からのみならず、韓国からも別の多国間再処理構想をもちかけられていた日本には多分に「巻き込まれ」の懸念があった。日本政府は、もとより濃縮・再処理準備会を通じた非公式な折衝しかしていなかったが、西田駐米公使を通じて1975年12月24日、現段階では政府として公式に協議することを望まない旨を正式に伝えた⁽⁵⁴⁾。日本の消極姿勢は一貫していた。

3.6 台湾への核拡散問題と多国間再処理構想

米政府内において台湾への核拡散の懸念は、1974年のインドの核実験よりも以前に、かつそれは継続的に存在した。冒頭で述べたとおり、ニクソン政権は1972年、国府の再処理施設購入に対する動きに反対した。再処理施設の購入は、米中関係に否定的影響を与えうるものであった。後続のフォード政権も国府に対して、再処理施設・能力の獲得は望まないことを明確に伝え続けた。しかし、このような米国の強い意思表明に対する国府側の反応は、韓国のそれとは対照的に、あまり強硬なものとは言えなかった。米AECとチャールス・フリーマン(Charles Freeman)駐台北大使が1973年11月、再処理施設の獲得の試みを続けるなら、米国として原子力協力を続けることが出来ないと念押しした際にも、国府側は米国の反対を押し切って、再処理施設を獲得する意思はなく、そうした計画はすでに放棄している旨を返答している⁽⁵⁵⁾。

フォード政権は、その後もたびたび機微な原子力利用に関する台湾内での活動について照会を行っているが、国府もこれに良く応えていたと言えるであろう。例えば、1976年の夏～秋ごろ、国府が行った政策説明につき通訳が「再処理実験施設(Laboratory)の取得を止めた」と訳したところ、国府の沈昌煥外交部長(外相)が、「実験施設」ではなく単に「施設」と訂正させ、「大規模な再処理能力を持つ意図がない」「小規模のものは核兵器物質を作れない」とその意図するところを述べたことがあった⁽⁵⁶⁾。米国は、小規模の再処理施設の意図が国府にありやしないかと疑いを持ち、すぐに懸念を伝えたのであろう。これに対し、蔣経国行政委員長は1976年9月、米国の駐台北大使を呼び、「誤解が生じるといけないので」と理由をあ

げて、「再処理の放棄は6年前に下したとおりである」ことを強調、さらに再処理に関するすべての研究を平和的、その他の目的と問わず中止すること、国府として核兵器を作らない方針であることを明記した覚書を用意する旨を伝えた。蔣経国は、核兵器は「(同じ)中国人に対して用いることはできない」として検討すらしていないことを示唆、米国に対しては疑いを晴らすため、米国人職員を核施設に雇用して常駐査察の代わりにすることを提案した⁽⁵⁷⁾。再処理の可能性を探る動きはくすぶっていたが、総じて国府内の核開発に対する態度は抑制的であった。そのため、核を巡る米台のやり取りはフォード政権期の韓米関係と比べれば緊張の度合いは低かったと思われる。

それでは、「見捨てられ」の懸念をともに抱いていた韓国と台湾の核開発に対するスタンスの違いはどこに原因を求めることができるのであろうか。それは、ひとつには、韓国と台湾が抱いた米国からの「見捨てられ」の懸念の性格の違いに起因するかもしれない。1970年代半ば、国府にとっての「見捨てられ」の懸念は、軍事的なものと言うより、法的・政治的なものとなっていた。この頃までに、国府の大陸反攻、中国の台湾進攻の可能性は遠のいていた。米国の台湾への軍事的コミットメントは縮小されたとはいえ継続していたし、台湾海峡の軍事的緊張は、朝鮮半島の38度線に対峙する韓国と北朝鮮の軍事的緊張に比べれば、相対的に低かった。他方、1970～71年にはイタリア、カナダ、トルコ、イラン、1974～75年にタイ、フィリピンなどの西側陣営の国々が相次いで中国を承認する情勢で、台湾はいずれ正当な国家としての地位を保持できなくなる危機を迎えていた。それゆえ、国府には、正式な国家としての米国とのフォーマルな関係を、常駐査察の受け入れ等によって担保できるとの狙いも込められていたのではないか。

いずれにせよ、国府は、フォード政権期、米国の反対を押し切ってまで使用済核燃料の再処理を実施しない立場(あわよくば実施したい希望はあったかもしれないが)を一貫してとったのであり、米国の懸念を払拭しようと努めたのであった。したがって、国府の“核能力の取得に向けた努力”の確証がほとんど得られないのに、これを封じ込める手段とあって、米国が国府に多国間再処理構想への参画支援を急いで申し出る必要性はあまりなかったと言えよう。史料を見る限り、もっぱら国府の核計画のみを狙い撃ちした形での多国間再処理構想は米政府内に確認されない。もっとも米国にしてみれば、多国間再処理構想に国府の再処理計画の復活を防ぐ効果を期待した側面があったことは否定できないであろう。

3.7 フライ報告と同報告の放棄：フォード政権の方針転換

フォード政権は1974～76年に韓国、台湾のほかにも、パキスタン、ブラジルの再処理施設・技術の獲得に神経を尖らし、その何れにも反対した。これと同調するように、米国では安全面や核拡散上の懸念からプルトニウム利用を巡る懸念が高まり、その声はやがてフォード政権の核不拡散政策の批判へとつながっていった。例えば、

当時、反原子力運動の急先鋒に立っていた人類学者のマーガレット・ミード (Margaret Mead) は 1975 年 10 月 10 日、米国キリスト教会全国評議会での講演において、プルトニウムの原子力発電所での将来の大規模利用が「道徳的に擁護出来るものでなく、技術的にも反対である」とし、その理由として、「極めて危険な物質である」プルトニウムを予期しない漏えいや核兵器製造を求めるテロリストの盗難から守るため、国家が「兵営国家化」することなどを懸念にあげた⁽⁵⁸⁾。

また、元テネシー溪谷開発公社長官で AEC の初代委員長をつとめたデビッド・E・リリエンタール (David E. Lilienthal) も 1976 年 1 月 20 日、『状況が続けば、ゴキブリが地球を引き継ぐ (If This Continues, the Cockroach Will Inherit the Earth)』と題する小論をニューヨークタイムズに寄稿、その中で「罪無き発電所から出された使用済核燃料は今や主要な敵となった」と述べ、問題を解決するためには「プルトニウムの加工については IAEA が独占的権限を持つべきである」と主張した⁽⁵⁹⁾。

フォード政権内部でも当時、ACDA のイクレーの有力ブレーンであったアルバート・ウォルステッター (Albert Wohlstetter) が自身の著作などで、使用済核燃料の再処理への反対論を展開した。民主党のジミー・カーター (Jimmy Carter) 大統領候補は、こうした国内の使用済核燃料の再処理とプルトニウム利用の批判論の高まりを背景に、1976 年 5 月 13 日、「原子力と世界秩序」に関する国連会合で演説を行い、すべての国家が濃縮ウランとプルトニウムを取り出す再処理施設の販売を自主的に取りやめることを提言し、フォード政権に挑戦した。

こうした状況で、フォード政権は、使用済核燃料の再処理に対する徹底的な見直しを行う必要に迫られた。スタッフ団のジェームス・コナー (James Conner) 秘書、NSC のスコウクロフト大統領特別補佐官、米国行政管理予算局 (OMB) の三者によってフォードに覚書が用意され、1976 年春以降 ERDA のロバート・フライ (Robert Fri) 副長官代行を長に、ERDA、NRC、ACDA、OES、SP、PM、国務省次官室、OMB、NSC からなる省庁横断の政策検討グループを発足させた。同グループは 1976 年 9 月 7 日、『核政策再検討 (Nuclear Policy Review)』と題する覚書 (以降、フライ報告と称する) をフォードに提出した⁽⁶⁰⁾。フライ報告は冒頭で、「国内において一部が求めている“強硬な”姿勢と国際的な現実主義の微妙なバランスをとることの難しさにも関わらず、我々はそうすることが不可欠であると信じている」と述べていた。フライ報告の目指すところは、道徳主義的な国内の一部の声と、国際政治の現実とをうまく整合させるといふ、いわば核不拡散政策の穏健な強化であった。フライ報告は、地域レベルで行っていた核不拡散外交方針をいったん、世界大の視点から再整理する意味合いもあったと思われる。同報告の内容は多岐にわたっているがとりわけ以下を含む項目につき検討するよう提言していた点が注目に値する。

- 日本と欧州諸国の外にあって再処理に関してより厳しい条件を受け入れる国々に対し、代替策として米国が

- これらの国々の使用済燃料を引き取り補償すること
- IAEA の貯蔵レジームの中で使用済核燃料を米国内または外国に中間貯蔵するよう手配すること
- 使用済核燃料の存在が厄介な問題となっている、例えばインドのような微妙な地域にある国家に対し、交渉された価格で直ちに燃料を交換すること
- 地域の多国間再処理事業の実現に向け、日本との二国間合意を目指すことや、欧州の供給者の協力を促して合同再処理事業を進めさせ、多国間再処理施設のモデルとすること
- 核燃料サイクル役務・施設の競争の弊害を中和すべく他国との協調に必要な連絡を取る
- 機微な技術の移転に関して 2 年間のモラトリアムを設けるべきこと
- 濃縮能力を確保すること

以上の施策方針は極言すれば、原子力平和利用に関し、既得権を持つ原子力供給国たる先進工業国と発展途上国とを明確に差別することで、更なる核拡散を防止することに基礎を置いたものであった。ここでは再処理を多国間で行うという目標がやはり述べられていた。多国間再処理を行う先進工業国は自由諸国の堡壘であり、途上国は微妙な地域にある辺境であった。

ところが、フォード政権の核不拡散政策は、フライ報告によって数カ月をかけて再整理・提言されたにもかかわらず、大統領選挙を前にごく短期間に放棄されるのである。フォードは 1976 年 10 月、以下の宣言を行うことを決定し、同 27 日に、イランをも含む米国の近しい同盟国にその旨の長文の事前通知を打電した。この決定は、フォード政権のそれまでの核不拡散外交を根本から変えるものであった⁽⁶¹⁾。

国際社会が付随する核拡散リスクについて効果的に克服すると結論する確かな理由がない限り、私は再処理も [核燃料] リサイクルも進めるべきでないと結論した。核拡散の回避は経済的利益に優先すると私は信ずる。(中略) 米国は原子力供給国と消費国とともに、プルトニウム及びプルトニウム分離技術の拡散を制御するための外交的イニシアチブを促進すべきと私は決心した。米国はもはや、核燃料を再処理してプルトニウムを生産することを、核燃料サイクルにおいて必要または不可欠な段階とは見なさない。

このような、再処理が基本的に不要であるとの論への根本的な方針転換は結局、大統領選でフォードが守勢に立たされていたことと、カーターがフォードの核不拡散政策批判を展開していたことに大きく影響されたのであろう。決定は、大統領が一人、あるいは極めて狭い範囲の人間にしか相談せず下したと思われる⁽⁶²⁾。

ギャロップ社の事前の世論調査は、フォードの劣勢を示していたが、同時に支持率の差異は短期間に大きく動いていることを示していた。例えば、ギャロップ社の調査では 7 月の段階でフォードはカーターに支持率で 33 ポ

イントの差を付けられていたが、8月にはその差は13ポイントに縮小、第1回の候補者ディベートの後は2ポイント内まで縮めた。しかし、フォードは2回目の公開討論の後、48%対42%でカーターに6ポイントまで差を上げられた⁽⁶³⁾。

こうした厳しい選挙戦の中で、カーターはフォードの核不拡散政策を激しく批判していた。かつて原子力潜水艦の技師をつとめたことのあるカーターは、核の問題に明るくという触れ込みであった。彼は9月25日、フォード政権について、米国で手本を見せることがなかったために、他国（国は特定せず）に機微な原子力施設の獲得を諦めさせる試みに「惨めにも失敗した」と酷評した。2回目の候補者ディベートではさらに舌鋒が鋭くなり、フォード氏は選挙の近付いている「最近の数日のうちになってやっと、核不拡散の動向に関心を持ったにすぎない」とまで批判した。

すでに見たとおり、フォード政権は、政権発足後かなり早い時期から、核拡散問題に取り組んでいた。よって、選挙が近づいてきたからわずか数日間で核の問題に関心を持ったとするカーターのフォード批判はあたらなと言わなければならない。しかし、フォードの核不拡散外交は、表だって同盟国を批判することは避け、内密に交渉を進めるスタンスをとったがゆえに、政権の外からはその努力は分かりにくい面はあった。先進工業国でこれまで広く持たれていた機微な技術を、あまねく抑制するよう求めるといふのであれば別であるが、そうではなく、微妙な地域にある国に焦点を絞って、ある種差別的にこうした技術の導入を見送るよう求めるといふのだから、公開的性格を帯びないのはけだし当然であった。

しかし、フォードは、大統領選挙でこうしたカーターの批判に対応していく必要に迫られた。それゆえ、フォード政権期の核不拡散外交は、大統領選挙を前に大きくその性格を変えたのである。もっとも、その刷新されるはずのフォード政権の核不拡散外交は、フォードが選挙で敗北したためについに具体化されることはなかった。実現しなかったのだから、比較のしようがないとも言えるが、もしフォードが政権を継続していたのなら、その核不拡散政策はカーターのそれとは大きく異なっていなかったかもしれない。

4. カーター政権による核拡散防止努力

4.1 核不拡散政策の新方針

1976年11月の大統領選挙でフォードを破り、8年ぶりに民主党政権を発足させたカーターは、1977年1月27日、大統領再検討覚書15号（通称PRM15）を出して、国務省、ERDA、NSC、ACDAからなる政策検討委員会に米国の核不拡散政策の検討を行わせた⁽⁶⁴⁾。同グループには、ハーバード大学の教授から政権入りしたジョセフ・ナイ（Joseph Nye）国務次官代理、ERDAの前述のフライ副長官代行並びにNSCのジェシカ・タッチマン（Jessica Tuchman）、ACDAのチャールス・ヴァンドレン（Charles Van Doren）、国防総省のブライス・ハーロウ（Bryce Harlow）、NRCのベ

ン・ヒューバーマン（Ben Huberman）、OMB及び中央情報局（CIA）の職員が含まれていた。政策検討委員会はその後、1977年3月10日に報告を纏めた。PRM15に基づく検討報告（以下、PRM15成果報告と称する）は、第一に核不拡散の原則を打ち立てること、第二に原則と現実とをどのように整合させるかという問題に重点を置いたのであった。同報告は、機微な技術へのアクセスを拒否すること、低濃縮ウランのような機微ではない核燃料の供給保証を行うこと、さらには、経済性、環境、核不拡散上の利点、現在の燃料サイクルのリスクや主要な代替策に関する徹底的かつ客観的な調査を行う国際枠組として、国際燃料サイクル評価（INFCE）を設立し、大規模な原子力プログラムを既に持つ、あるいはこれから持つ予定の国を含めること等を方針に挙げた⁽⁶⁵⁾。

これらの方針に見られる第一の特徴は、初期のフォード政権のように先進工業国の同盟国と機微な地域にある途上国との差別待遇を核不拡散の努力の前提としていない点、第二の特徴は、PRM15成果報告が米国の意向に反対する国の存在を現実のものとして認識し、その上で「客観的」な事実（例：再処理は経済的でなく危険でもあるといった主張）を先進工業国と途上国の双方で発見して、国際的レジームを構築しようとした点である。この方針の作成者にとっては、再処理は安全でも経済的でもないという結論が所与のものとなっており、したがってINFCEで行われる調査の結果として得られる普遍的「客観的」な事実も恐らくこの原則に沿ったものとなるであろうという期待があった。

しかし、政策検討委員会は、同報告を纏めるにあたって、上記の方針を実際どのように履行するかという方法論に関して合意を形成できなかった。即ち、同委員会は、INFCEが研究対象として非・再処理技術のみを対象にするのか再処理をも含むのか、日本、スペイン、スイス、スウェーデンなど米国産の核燃料を使用している国から再処理の許可を求められているがこれを認めるのか、全ての新たな再処理施設についてモラトリアムを設けるべきか、日本、西ドイツ、ベルギーなど既存の施設がある非核兵器国の扱いをどうするか、燃料供給保証の方法はどうあるべきか、等々の問題で意見を纏め切れなかった。このため、PRM15成果報告では、その旨がそのまま記載された。

カーター政権の核不拡散政策のバックグラウンドをなす準公式的な報告として、このほかにも、フォード財団のシンクタンクであるマイター・コーポレーションが約1年間をかけて纏めあげた『原子力：課題と選択』がある⁽⁶⁶⁾。同報告は1977年2月に完成し、3月1日にカーターに提出された。報告の作成には、マンハッタン計画に関わったスタンフォード大学の物理学者ウォルフガング・パノフスキー（Wolfgang Panofsky）、核戦略で高名な経済学者・政治学者のトーマス・シェリング（Thomas Schelling）、ノーベル経済学賞学者でハーバード大学のケネス・アロー（Kenneth Arrow）や、前述のジョセフ・ナイ、国防長官として政権入りしたカリフォルニア工科大学のハロルド・

ブラウン（Harold Brown）等、錚々たるメンバーが参加していた。同報告は注目すべき以下の内容を含んでいた。

- 将来、莫大な石炭供給が現在のコストで可能になり、かつまた今の評価よりも相当多いウランの供給が見込める
- [既存の] 軽水炉へのプルトニウム再処理・リサイクルの経済的重要性は、もしあったとしても小さく、無期限に延期すべきである
- プルトニウムを用いる高速増殖炉は主要な追加的エネルギー源であるが、20世紀においては[既存の] 軽水炉及び石炭[火力発電炉]とは競合しない、もしくは21世紀初頭においても経済的な利点は見込めそうにない。[フォード政権期に計画されていた] 液体金属冷却高速増殖炉（LMFBR）の商業化は延期すべきである
- [使用済核燃料を含む] 放射性廃棄物管理プログラムは、再処理を行わず使用済の核燃料要素を回収可能な形で貯蔵することに注力すべきである
- 米国はプルトニウム再処理施設、ウラン濃縮施設、及びその他[軍事転用を防ぐ] 保障措置が必要なすべての原子力施設・資機材の輸出規制に向けた国際合意の形成にイニシアチブを取るべきである

4.2 東海村施設をめぐる対日交渉の開始とその位置づけ

カーター政権にとって、東アジアにおける核不拡散政策上の課題は、稼働を目前に控える東海村再処理施設を擁する日本であった。カーターは安全保障や貿易問題を含む様々な問題を協議する特使としてウォルター・F・モンドール（Walter Frederick Mondale）副大統領を1977年1月29日に日本に派遣した。同副大統領は2月1日の福田首相との会談において、「兵器級の核物質を生産できる使用済核燃料の再処理施設は言ってみれば爆弾工場」と断じ、「核拡散については機微な資機材と技術のパキスタン及びブラジルへの販売に関して慎重を期すよう[西] ドイツ及びフランスに強く求める」こととし、他方で日本にとっての関心事となっている当該問題の諸要素については日本政府と継続して協議したい旨の申し入れを行った⁽⁶⁷⁾。日本の東海村再処理施設はフランスのサンゴバン社に発注したものであった。

地理的に離れたパキスタンとブラジルに関する核拡散の問題に触れつつ、これから日本との間に持たれる再処理施設に関する交渉について言及した副大統領の態度は、カーター政権の核不拡散外交を象徴していた。以前のフォード政権であれば、微妙な地域における核拡散と、これを契機とする近接する地域への核拡散の連鎖といった、いわば地政学的な意味での核拡散のドミノ倒しともいえるような状況が招来することが懸念されたであろう。機微な核関連技術の拡散への懸念の中心は、地域の不安定化であった。だから、政権末期をのぞいてフォード政権は、再処理については地理的に微妙な国で政治的に問題のある国のみを危険視した。これに対してカーター政権には、どちらかと言えば、例外を許すことによって再

処理の禁止の原則が骨抜きになること、言い換えれば、“原則のドミノ”の崩壊への懸念があったのである。再処理を普く禁止すれば、ある国には認められるが、別の国には認めないという状況は確かに生まれない。同政権ではひとつにはこうした矛盾を生まないことが目指されたことは間違いない。

しかし、カーター政権は、米国への同盟国の反対にも関わらず自国の新しい政策を単独行動主義的に押しつけることの困難も承知していた。なにしろ、使用済核燃料の再処理はこれまで米国を含む西側の先進工業国では、普通に目指されてきたのである。実際、東海村再処理施設が着工したころ、米国は日本に異議を唱えなかった。カーター政権は、異なる国家への異なる対応を行うという不整合をなくさなければならないと認識していたであろうが、同時に米国の歴代政権の核政策（先進国と途上国を差別的に扱う政策を含む）との不整合にも対処しなくてはならなかった。こうして、カーター政権にとっての最大の問題意識は、再処理を行ってきたこうした先進工業国との関係をいかに“实际的に”調整して、米国の新たな核不拡散の努力の隊列に加えさせるかということに帰せられたわけである。上述の通り INFCE が起案されたのも、科学的、客観的事実に関する合意形成が、米国の主導する核不拡散の努力の正当性を強化し、これによって同盟国の協力も得ることが出来るという判断が働いていたからに他ならない。後述する通り、東海村再処理施設をめぐるカーター政権の対日交渉方針もこのような問題意識に基づいたものであった。

さて、日本政府はモンドール副大統領の来日時にはすでに、再処理に関する日本の立場を伝えるべく、原子力委員会の井上五郎委員長代理を団長とする核燃料再処理交渉団を派遣する方針を固めていた。モンドール副大統領はこのことを踏まえて、日本政府の意向に理解を示した上で、米国政府として派遣団を受け入れ、かかる複雑な問題に関する協議を秘密裏に開始したい旨を伝えた⁽⁶⁸⁾。はたしてジョセフ・ナイ、ERDAのフライ長官代理らが、1977年2月18日～28日の日程で訪米した井上五郎以下、外務省国連局科学課長の太田博、資源エネルギー庁次長の大永勇作、科学技術庁原子力局・動力炉開発課長の内田勇夫、外務省在オーストリア大使館公使の矢田部厚彦ら5名を迎え、まずは日本の見解を聞く形をとった⁽⁶⁹⁾。

4.3 在韓米軍の撤退、核不拡散政策、及び東海村再処理交渉の関係性

東アジアにおける核拡散上の問題の焦点が、稼働間近の東海村再処理施設を擁する日本に移ったことはすでに述べたとおりである。それでは、フォード政権期に東アジアにおける核拡散上の最大の懸案であった韓国は、カーター政権の核不拡散政策にどのように位置づけられたのであろうか。カーターは、核不拡散努力の強化とともに、在韓米軍の撤退を公約に挙げていた。同政権が発足した後、政権内において在韓米軍の撤退によって、韓国の核武装への誘因が高まるということに対する懸念は持たれ

なかったのであろうか。もし懸念を有したのであれば、東海村再処理施設の稼働をめぐる問題は、在韓米軍の撤退問題から何かしらの影響を受けたのであろうか。ここで、東海村再処理を巡る交渉経緯の議論から少し離れて、カーター政権の対韓国関係について見てみよう。そうすることで、カーター政権の核不拡散政策における東海村再処理交渉の意味合いが、より明確になるであろう。

カーター政権は、在韓米軍の撤退問題と核拡散の問題のリンケージについて少なからず注意を払っていた。在韓米軍の撤退問題に関連し、カーターは就任後まだまもない1977年1月26日、朝鮮半島の情勢分析、及び米国の利益と目的の特定に関して再検討を求める大統領検討覚書 (PRM) 13号を、ズビグネフ・ブレジンスキー (Zbigniew Brzezinski) 大統領特別補佐官を通じて発給した。この覚書では、以下の問題につき、あらゆる方向性について吟味するよう命じていた⁽⁷⁰⁾。

- a. 朝鮮半島における米通常戦力の削減レベル
- b. 在韓米軍の南方展開
- c. [機微情報により黒塗り消去]
- d. 将来の米国の対韓軍事支援のレベル
- e. 韓国の核の意図及び先進的ミサイル獲得技術の獲得努力
- f. 朝鮮半島における緊張緩和のための外交的イニシアチブ
- g. 米国と北朝鮮の関係
- h. 韓国における人権問題、及び米国内における韓国政府の活動に対する司法省の調査

利用可能な史料を見る限り、PRM13に対する検討経緯の詳細と結果については明らかではないが、ACDMのレオン・スロス (Leon Sloss) が3月10日付でホワイトハウスのデビッド・アーロン (Davis Aaron) に宛てた覚書では、在韓米軍と核拡散問題の相関への注意が喚起されている⁽⁷¹⁾。

在韓米軍の撤退はそれ自体では、韓国の核分野の軍事的研究・開発の再開の誘因となることは無いかもしれない。しかし、米軍の削減の規模と範囲は、彼等の安全保障への懸念を高めたり緩めたりする上で重要な役割を果たす。他方、韓国人自身が持つ安全保障観が、韓国の核兵器開発プログラムを再開するか否かを判断する上で重要な役割を果たすであろう。さらに、韓国の必要なエネルギー源へのアクセスに対する長期的な脅威の兆候も、再処理オプションを含む韓国の原子力平和利用計画を後押ししかねない… (中略) …もし、米国の関与が大幅に削減されたと見なされたなら、ある種の核兵器開発能力を得るため韓国政府が払う大きな努力が、米国の反対にもかかわらず成功するかもしれず、そうなれば地域全体に深刻な不安定化効果をもたらされよう。それゆえ、米国政府は韓国への安全保障上の関与と、この関与の性格が韓国の核の意図に及ぼす影響との間にあるリンケージを意識し続けなければならない。

以上のように、在韓米軍の撤退が核拡散問題に及ぼす影響について注意を払う議論は、マイケル・アマコスト (Michael Armacost) が1977年4月27日付でブレジンスキー大統領特別補佐官に宛てた覚書においても認められる。アマコストはここで、「無条件の撤退—例えば北朝鮮に代償を求めない形での米地上軍の離脱—は人権と核開発という重大な帰結を伴う韓国の2つの政策領域に対する我々の梃子を減じるものである」と述べた。

カーター政権はところが、上記の認識にも関わらず、東アジアにおける米国の核不拡散政策を検討する中で、地政学的な観点からの核拡散の連鎖への懸念、とくに韓国と日本との関連はあまり考慮しなかったようだ。というのも、東海村再処理施設の稼働をめぐる日米交渉と、在韓米軍の撤退問題は同じ時期に検討されていた最大の懸案であるはずなのに、日米交渉をめぐる覚書や電報の中に、韓国の要素は全く議論されていないのである。東海村再処理施設をめぐる対日交渉にも関与した米原子力規制委員会 (NRC) のヴィクター・ギリンスキー (Victor Gilinsky) は、交渉に臨むカーター政権の動機について、「いかなる国の再処理にも [原則として] 反対していくことになった」と記憶している。

また、当時、原子力問題を所管していた国務省海洋・国際環境・科学局 (OES) のルイス・V・ノセンゾ (Louis V. Nosenzo) も、「私が見るところ [東海村再処理交渉と在韓米軍の撤退という] 2つの問題のつながりはなかった…カーター政権は少なくとも最初に米地上軍の韓国からの撤収の可能性を検討し、次にかかる行動による拡散上の帰結についての評価を行おうとした」とし「米国が日本に東海村再処理施設の稼働を取り止めさせようとしたのは、日本への核拡散への懸念というより、他の国で同様の進路を取る国にこれをとりやめるよう説得するための範をつくることを目的としていた」と記憶している⁽⁷²⁾。カーター政権では、再処理という行為そのものが問題視されたのであり、隣接する地域への核拡散上の影響、それ自体については中心的な考慮点とはならなかったと考えられる。

4.4 東海村施設に関する予備交渉～日米の立場性の相違

日本の外務省は1977年3月、東海村再処理施設の稼働を巡る予備交渉を行うため、秘密裏に今井隆吉を特別代表としてワシントンに派遣した。米国側は、ウォレン・クリストファー (Warren Christopher) 国務副長官、リチャード・ホルブルック (Richard Holbrooke) 東アジア・太平洋担当国務次官補、ジョセフ・ナイ安全保障担当国務次官代理の三名が対応した。今井は、そもそも「日本が米国の指導と励ましによって東海村再処理施設を含む原子力プログラムを進めてきたのに、米国の突然の変心は不信感と猜疑心を生むだけである」こと、再処理の「保障措置の実効性 (Safeguard-ability) に関する米国の正反対の決定 (注: かつて米国は肯定的な判断をしていた) は、日本の原子力開発に深刻な打撃を与える」こと、及び「使用済核燃料の再処理が2000年までの日本のエネルギー政

策にとって極めて重要であり、さらなる検討のためのいかなる遅延も認められない」ことなどを主張した。さらに、今井は、「核不拡散の目的は完全な燃料サイクルを正当化する4カ国（米国、ソ連、西ドイツ、日本）にのみ再処理へのアクセスを限定することで達成できることを強力に主張」したのであった⁽⁷³⁾。日本の立場は、西側工業国とソ連にのみ再処理を許すという意味では発展途上国に差別的なフォード政権の初期の立場に似たものであったと見られる。

これに対するクリストファー、ホルブルック、ナイは、今井に「東海村再処理施設が適切な保障措置を受けているとの声明を出すことは、前例をつくることになり避けたいこと」、しかしながら「同施設の何かしらの運転を排除する否定的な声明を出すこともまた望んでいないこと」を明らかにした。また、「[国際]燃料サイクル評価(INFCE)の共同的性格を検討する協議体の設立に同意できること」及び「かかる文脈でINFCEにおいて東海村施設がいかなる役割を果たしうるか共同で調査すること」についても表明した⁽⁷⁴⁾。米側三名の交渉態度はまず、核不拡散外交の原則をいかに守るかという問題意識に基づいており、その次の段階で直面している現実をいかに「理想」に整合させていくか、言い換えれば他国がカーター政権の再処理技術・施設の拡散阻止の原則を追及する隊列に加わるような体裁をいかに創出するかという問題意識に基づいていた、と思われる。このような考えは、NSCのアマコストも共有していた。彼は4月18日にブレジンスキーへの覚書で次の通り述べている⁽⁷⁵⁾。

我々の政策的任務は対立する2つの政治的目的を如何に調停するかだ。日本政府としては差別的な結果をもたらすような（注：それ以前の国際合意に基づき欧州原子力共同体＝ユーラトムでは米国との共同決定がなくとも再処理を行うことができた）米国の単独主義的決定に屈したという体裁はとれないであろう。我々としても、大統領の再処理政策の広義の原則を妥協するような東海村施設への決定は避けねばならない。

ある対外政策の方針について、それが理想的な色彩を帯びている場合でも、その目標に少しでも近付くために漸進的、現実的な手段が取られる場合はある。ある政策が「原則的」なレトリックをもって表明されたからと言って、ただちにその政策それ自体が非現実的なものであることでは勿論ない。広義の原則をまげることなく、しかし同時に相手方との現実的な落とし所を当初から探っていたホルブルック、ナイ、クリストファー、アマコストの交渉姿勢には実は当初から柔軟性があった。

この辺の実務交渉の機微は、カーター本人にはなかなか分かりづらいところがあったかもしれない。カーターは1977年4月7日、記者会見を行い、「無期限に米国の原子力プログラムにおいて再処理・プルトニウムリサイクルを延期する」こと、「説得的で十分に経済的な原子力プログラムは再処理とプルトニウムリサイクルが無くて

も維持できると結論した」ことなどを発表した。同時に「ドイツや日本、その他の国」については「彼ら自身の再処理の努力を遂行する完全なる権利を有する」ものの「将来、当該[再処理]能力を持つ国が増えないよう図っている我々に加わってほしい」と述べた⁽⁷⁶⁾。

交渉が本格化する前に大統領がこうした発言を公に表明することは、米国内においてさえ論争的な核不拡散問題に、波風を立てるに十分であった。交渉方にとっては、米国内の強硬派のつきあが予測され、他方、日本からは米国の決意について甘く見られることが予想され、その結果両国が受け入れ可能な妥結点を探る努力が台無しになってしまいかねなかった。実際、NSCにあって強硬な立場をとっていたジェシカ・タッチマン(Jessica Tuchman)は、日本の朝日新聞で“カーター大統領、日本の再処理を認める”という趣旨の見出しが掲載されたことに驚き、カーターが試運転さえ行っていない東海村再処理施設を、既に再処理施設を有している欧州と同じように扱ってしまったことを問題視する内容の覚書を即日ブレジンスキーに送っている⁽⁷⁷⁾。

このような状況で、今井との交渉に臨んだナイは、日本政府が再処理を行えるのは米国起源でない核燃料だけであり（実際はほとんどが米国からの輸入であった）、そうでない場合は米国との共同決定がなければ日本は再処理を行い得ないとの趣旨の発表を直ちに行い、大統領発言を“軌道修正”しなければならなかった。実は、ナイの発表はカーターの記者会見の翌日、ホワイトハウスから電話で大統領の演説を修正するコメントを出すように要請されたことを受けてのものであったが、そのようなことは外部からは知る由もなかった⁽⁷⁸⁾。

このため、日本では“柔軟な思考を持つ大統領とは対照的な硬直的なスタッフ”というカーター政権に対する一面的なイメージが生まれ、交渉をまとめるにあたっては、大統領と首相の首脳同士が腹藏なく話し合うことがベターであるという議論が勢いを得た。しかし実際は、カーター政権内では、ナイやアマコストのような柔軟な思考を持つものを含むスタッフによって、複数の政策オプションが準備され、様々な角度から比較検討が進められていたのである。それでは米政権内で検討された対日政策オプションとはどのようなものであったのか、次に見てみよう。

4.5 事務レベル交渉の進展と対日交渉指針の決定

米国政府は1977年4月2日～18日に、日本政府と第一次事務レベル交渉を行った。米国側代表はナイ国務次官代理、日本側代表は西田駐米公使であった。なお、日本からは科学技術庁の内田勇夫・動力炉開発課長と栗原弘善保障措置課長、及び外務省の太田博科学課長、通産省資源エネルギー庁の山本幸助原子力産業課長が参加した。科学技術庁長官室で行われた日本側代表の出発壮行会において、宇野宗佑・科学技術庁長官は「平和利用に徹するわが国の原子力開発が決して阻害されないよう。一步も引きさがらずとの強い姿勢で交渉に当たってほし

い」と訓示した⁽⁷⁹⁾。宇野長官と日本の世論は米国の主張を、“外圧”をとらえる傾向があった。

この第一次交渉では、日米両方とも自らの信ずる主張を互いに確認しあっただけであった。内田によれば、ナイは日米原子力協定の8条C項の存在を挙げて、自由に再処理をしてもらうわけにはいかないことを示唆したという⁽⁸⁰⁾。しかし、日米の事務当局は、双方が受け入れ可能な合意案を見つけるため非公式の折衝を並行的に続けていた。両国とも、原子力、核不拡散関連に関与する官庁は複数にまたがっていたが、実質的には両国の係争の着地点を探る作業、筋書きを作る作業が、NSCの一部、国務省と日本の外務省を中心とした水面下の折衝を通じて進められたと考えられる。

第一次交渉には、先述の濃縮・再処理準備会の今井隆吉が外務省参与として帯同していた⁽⁸¹⁾。そこで、この機をとらえアマコストとナイは、NRCのギリンスキーをともなって、滞米中の今井と会談した。この会談の内容について、アマコストはブレジンスキーに宛てて、「機能しうる解決策にむけ、互いに退却可能なラインが存在することを示唆している」と評価し、今井との間に概略以下を含む方策の可能性について確認したことを報告した⁽⁸²⁾。

- 米国は大統領が再処理継続の権利を有すると示唆した国の中に日本を含めることに同意し、東海村再処理施設のホット試験（使用済核燃料を用いた試験）を許すことで、そのことを示す。
- 見返りとして日本はプルトニウムの危険性に関する大統領の発言に肯定的見方をとる。また日本は、プルトニウムが核拡散上の深刻な安全保障上の問題となっていること、同物質の利用は経済性の面からの必要性は近い将来には無く、商業利用も時期尚早であること、及び核燃料サイクルの広範な評価が望ましいことを認める。
- 日本はプルトニウムの国際レジーム管理で協力する。
- 米国が日本に対し、日米原子力協定中の（再処理等の活動に米国の事前同意を要求する）8条C項を免除した場合、プラント運転を6カ月遅らせることを日本政府が受け入れる。
- 物的安全のために米国が欲するいかなる種類の保障措置をも加える用意があること、例えば混合抽出法（使用済核燃料を再処理する際に、ウランとプルトニウムを一定の割合で混合したまま抽出する方法。これによって、核兵器物質の獲得を防止する保証となるとされた）やそのほかのスキーム等、工程の一部修正にも応じる可能性があること。もっとも今井はこの方法が米国にとってさして有益ではないことを伝えた。
- 日本政府はホット試験を実験ベースとする用意がある。こうすることで、プルトニウムの軍事転用を防ぐ効果的な保障措置、及び物的防護（核施設や核物質の物理的防護のこと）の開発に資することとなり、米国は保障措置の実効性に関する8条C項に基づく共同決定のための遵守要件を精緻化することが出来、国際核燃料サイクル評価（INFCE）に盛り込むことも可能と

なる。

ここから、この頃までに今井がカーター政権のグローバルな核不拡散政策に一定の理解を見せるようになっていたことが窺える。この覚書でアマコストは日米の歩み寄りの可能性をブレジンスキーに報告し、その上で対日交渉をより広い観点から見ることを具申した。アマコストは対日交渉を纏めることの意義を次のとおり強調している⁽⁸³⁾。

我々は日本の注意の焦点を原子力のより広い問題に向けさせる必要がある。日本人が8条C項の問題に捉えられている限り、我々は彼らをしてプルトニウム利用の広範な利用の危険性を完全に、また深刻に考えさせることは出来ないであろう。なぜか。なぜなら彼らが捉えられているのは誰が決定を下すのかということであって、真の選択肢が何かということではないからである。我々の焦点はより廉価で安全で、世界中で差別無く利用可能な原子力技術の開発に向けた幅広い協力の機会の拡大に絞るべきである…

日本の外務省も自国の主張に忠実でありつつ、こうした柔軟路線にしっかり応えようとしていた。例えば、外務省の太田博課長と矢田部厚彦大使は、1977年5月31日、駐日米国大使館を訪れ、日本政府としてはINFCEに全面的に貢献する用意があること、改造に多額の費用とスケジュールの2年以上の遅延が必要となるようないかなる提案も国内の政治的理由から受け入れられないものの、混合抽出法の問題について日本政府としては可能な範囲で柔軟な対応ができるよう努力する考えであることを伝えた⁽⁸⁴⁾。太田と矢田部は、日本政府が米国の要求に屈しないと決意していると報じる毎日新聞の記事についても「即座に否定した」のだった⁽⁸⁵⁾。駐日大使館は、しばしば国務省と外務省の交渉打開に向けた重要な情報交換の窓口となった。ナイのもとには、当時、科学技術アタッシュであったジャスティン・ブルーム（Justin Broom）が、日本政府内の見解について逐一報告しており、他方、外務省もブルームへしばしば意見を表明していた模様である⁽⁸⁶⁾。

さて、カーター政権では日米の第一次交渉で得た情報や、恐らくは駐日大使館からもたらされた情報にも依拠しながら、6月2日～6日に開催される第二次交渉に向け、関連の5機関（国務省、国防総省、FRDA、ACDA、及び新設のエネルギー省のシュレジンジャー長官）によって、大統領が選択可能な以下の交渉オプションが準備された⁽⁸⁷⁾。

- IAEAが保障措置に関する試験を行うために参加することも含め、東海村再処理施設の暫定的、実験的、多国間ベースの運転を認める（オプション1）
- [通常の] 再処理及び混合抽出法[による再処理]の試験を行えるよう東海村再処理施設の仕様を変更することに関し、専門家の協議を通じ実現可能性を探る（オプション2）
- [核兵器製造に利用できる] 純粋なプルトニウムを分

離さない修正された工程〔混合抽出法を含む〕をもってのみ、東海村再処理施設を運転する可能性を探る（オプション3）

- 東海村再処理施設の運転を一定の期間行わない代わりにインセンティブを付与するという合意を目指す（オプション4）

オプション2とオプション3は使用済核燃料を再処理する際に、ウランとプルトニウムを一定の割合で混合したまま抽出する混合抽出法を提唱していた。東海村再処理施設はしかし、プルトニウムを単体で抽出する設計となっており、すでに完成していた。だから交渉のかぎはこの設計変更が実際に可能かどうか、またそれを日本が承諾するかということにかかっていた。

交渉を前に、以上のオプションの作成に関与した米国の全5機関は、オプション3の妥結を目指すことで合意、他方、オプション4は不可能であるとの見方で一致した⁽⁸⁸⁾。しかし、彼らはプルトニウムを提供すべきか、米国としてどれだけ譲歩出来るかという問題をめぐって見解の相違があった。国務省とFRDAはともにオプション2を次善のオプションとして、オプション1を退却可能なオプションとして支持した。しかしDODとACDAは交渉においてはオプション3のみが唯一認められる立場をとった⁽⁸⁹⁾。

4.6 日米交渉の妥結：第二次交渉～第三次交渉

日米両国政府は1977年6月2日～6日、ワシントンにおいて政府高官レベルによる第二次交渉を行った。米国は国務省のベンソン(Lucy W. Benson)安全保障補佐・科学・技術担当次官、ナイ、ローレンス・シャインマン(Lawrence Schinman)国務次官付上級原子力補佐官、ハロルド・D・ベンゲルスドルフ(Harold D. Bengelsdorf)、及びノセンゾ、日本からは新関欽哉原子力委員、矢田部厚彦、科学技術庁の内田勇夫・動力炉開発課長と栗原弘善保障措置課長、及び外務省の太田博科学課長、通産省資源エネルギー庁の山本幸助原子力産業課長が参加した。同交渉で米国側は、混合抽出法に基づく再処理について提案した。事前に準備していた実際にオプション3に基づく合意を目指したものと見られる⁽⁹⁰⁾。

これに対して新関代表以下、日本の代表団はこれに反発した。東海村再処理施設は、計画通り既体単体抽出法で稼働させること、1977年7月には試運転を行うことなどを主張した。新関代表は外務省の出身である。外務省参与の今井隆吉や太田博など、外務省を中心に水面下で行われた折衝のことを知っていたかもしれないし、あるいは知っていなかったかもしれない。しかし、もし知っていたとすれば、複数の所管官庁からなる混成チームでは、原則論を建前に主張するほかなかった可能性がある。米国側も、オプション3だけが唯一のオプションと主張していたDODとACDAの手前も恐らくはあって、国務省の参加5名が混合抽出法の検討に固執したことから、日米交渉は平行線をたどった。両国はこのような状況の中、東海村再処理施設において実地調査を合同で行うこ

とで合意して第二次交渉を終えた⁽⁹¹⁾。

こう着状況の中、日米両国は6月28日～7月12日、東海村合同調査を実施した。シャインマンを団長、ベンゲルスドルフを副団長とする米国の調査団11名が東海村再処理施設を調査した。この調査では核拡散を遠ざける技術的オプション、改造を行う場合の所要日数や費用等が調査された。日米の技術者がまとめた調査の結果は、結局のところ改造の技術的・合理的な不可能性を示すことになった。同調査に参加した科学技術庁の内田は、後年、調査結果について「シャインマンが困っていました」と回顧しているが、この結果は事実上、米国政府をしてオプション2への移行を図る良い口実を与えるものにもなったはずである⁽⁹²⁾。

7月中旬には技術的報告書が取り纏められ、その後、8月29日～9月1日に東京で第三次交渉がもたれた。米国側は、国務省のスミス移動大使が全権代表をつとめ、以下フィリップ・ファーレイ(Philip Farley)核拡散問題担当移動大使付補佐官、シャインマン国務次官付原子力補佐官、ACDAのチャールズ・N・ヴァンドーレン(Charles Norton Van Doren)核不拡散・高等技術局次長補、フレッド・マクゴールドリック(Fred McGoldrick)国際政策企画部員ら、日本側は、科学技術庁の宇野宗佑長官、原子力委員会の新関欽哉委員、外務省の大川美雄・国際連合局長、資源エネルギー庁の橋本利一長官らが出席した⁽⁹³⁾。

この交渉において、日本はいくつかの譲歩を行った。日本はプルトニウムを軽水炉で利用することを控えることとして、米国に配慮する姿勢を見せた。米国では、プルトニウムを本格実用の段階にない高速増殖炉ではなく、既存の軽水炉に利用することは、再処理技術・施設の拡散につながると懸念されていた。日本は、転換施設の建設を2年遅らせるという譲歩を提案した。使用済核燃料から取り出したプルトニウムはそれだけでは燃料として使えず、転換施設で硝酸プルトニウムを酸化プルトニウムに転換しなくてはならない。同施設の建設を延期することで、プルトニウムは硝酸プルトニウムにとどまり、これによって、核兵器級の物質への転用防止への一定の保証が得られるというのが日本側の説明であった⁽⁹⁴⁾。

しかし、日米両国は混合抽出法をめぐるのは、最後の局面までなかなか合意できなかった。日本としては、技術的に確立されていない混合抽出法に合わせる形での東海村再処理施設の改造は受け入れられないというのが基本的立場であった。米国はこれに対して「混合抽出法の技術の無効性が日米間で合意されざる限り、2年後には混合抽出法に改造する」という案を出してきた。これに日本は「混合抽出法の有効性について日米間が合意するならば、2年後には混合抽出法に改善する」という対案を出した。これが最後の最後まで解決できなかった「イフ(if)」と「アンレス(unless)」の問題である。日本としては、将来、日本が混合抽出法の無効性を主張したとしても、米国がこれに納得しなければ、同方式に基づく工程にあわせて東海村再処理施設を改造しなくてはならない米国案は、依然、受け入れがたいものであった。米本国ではジェシカ・

タッチマンが「アンレス」案に固執していた。

9月1日の午後には米国への帰国の途につくことになっていたジェラード・スミスは日本案を呑む決意を固めており、自分自身の直接の働きかけによって、または本国の閣僚を通じて、カーターへの説得を図ったと思われる。クリストファー国務副長官は8月30日、「原子力分野で日本との緊密な実務関係 (Working Relations) を維持することが重要」であること、マンスフィールド駐日大使がこれ以上の交渉の遅延は、我々に有利に働かないと警告していることをあげて、早期の妥結を促した⁽⁹⁵⁾。また、ブレジンスキーは米国時間の8月31日付の覚書で、カーターに対して、日本案を受け入れることを含め、その判断の全権限をスミスに与える決断を12時間以内に下すよう具申した⁽⁹⁶⁾。スミス自身も、8月31日付でサイラス・R・ヴェンス (Cyrus R. Vance) 国務長官とホワイトハウスに宛てて、日本の提案する文言を呑むことに決裁をもとめた⁽⁹⁷⁾。当時の複数の高官の間では周知のことであったが、スミスは、かつて日本を石油禁輸で追い込みすぎたため、パールハーバーを防げなかったことを想起するようカーターに伝え、妥協の必要性を訴えたい。9月1日の午前の最終会談において、スミスは混合抽出法の取り扱いについて、「しぶしぶであるが、“unless”を放棄し、日本側の好む“if”を受け入れる」意向を伝え、日米は以下の内容で最終妥結した⁽⁹⁸⁾。

- 東海村再処理施設は2年間99トンを限度として、既定のプルトニウム単体抽出により運転
- 硝酸プルトニウムを酸化プルトニウムに変える転換施設の建設を2年間猶予する
- 東海村再処理施設を運転する動力炉・核燃料事業団は再処理運転試験装置 (OTL)、及びその他の施設によって混合抽出法の研究を行い、その成果を国際核燃料評価 (INFCE) に提供する
- 東海村再処理施設の2年間の運転終了後、OTLの研究結果とINFCEの検討の結果、技術的に可能でさらに効果的であると日米両国政府が合意した場合 (if) には、同再処理施設を混合抽出法で運転できるように改造する
- 新たなプルトニウムの単体抽出法による再処理工場については、2年間主要な動きを見合わせる
- プルトニウムの既存の軽水炉への利用については、日本での研究開発が妨げられない限り、商業的利用を2年見合わせる
- 東海村再処理施設を巡る日米交渉においては日米原子力協定の枠組外の権利・義務関係は生じないものとする。同交渉の合意は日米両国の共同声明として公表し、日米原子力協力協定8条C項に規定する「共同決定」を行うものとする

5. おわりに

本稿では、フォード政権による韓国への核拡散の阻止と、カーター政権の東海村再処理施設の操業をめぐる対日交渉の政策過程を跡付けることを通して、両政権の核

不拡散政策のアプローチの違いを浮き彫りにした。ここから分かることは、フォード政権はその政権期のほとんどを通じ、使用済核燃料の再処理を西側の先進工業国など一部の国に限定して、途上国、とりわけ微妙な地域にある国への当該施設・技術の拡散を防ごうとしたということである。同政権は、再処理へのアクセスをめぐる不平等を、地域の多国間再処理施設を建設することで緩和しようとした。

フォード政権は日本が関与した多国間再処理枠組に韓国を誘い込むことで、韓国領内における再処理施設獲得に向けた努力を挫こうとした。しかしこの試みは、日本が消極的姿勢をとったことや韓国がこの構想にのってこなかったために失敗した。フォード政権は結局、核開発がもたらす米韓関係の否定的影響を仄めかすなどして圧力をかけ、最終的に韓国に再処理施設の獲得を断念させた。機微でない原子力技術に関する分野の協力を拡大するというインセンティブを付与することを約束するなどのアメも用意されたが、米国の韓国に対する外交交渉の過程は基本的には対決的な性格を帯びたと言えるであろう。

カーター政権の対日核不拡散政策はフォード政権の対韓核不拡散政策とは全く異なる方法と論理を持っていた。同政権にとり、再処理は経済的でないばかりか、核拡散上も問題であった。つまり、再処理という行為自体が問題なのであった。そこで日本に対して東海村再処理施設の稼働を無条件に認めるわけにはいかなかったのである。韓国のファクターが同問題に与えた影響はなかったが、韓国を含む新規に機微な核技術を獲得しようとする国家に対して、“示し”をつける必要があった。同政権は結果として、日本には再処理を認めたが、そのロジックは前政権とは全く異なっていた。東海村再処理施設の稼働をめぐる日米合意は、米国にとっては再処理を世界的に規制していく隊列に日本を参加させる体裁をつくったところに大きな意味があったのである。再処理をめぐるカーター政権における日米交渉は、対決的な性格を帯びたフォード政権の米韓交渉と異なり、互譲、妥協を目指す技術 (Art) に依存することができた。それゆえ、事務レベル級の交渉、下交渉の意義は、著しく増大したのである。

このように両政権の核不拡散政策の全く異なる思考法は、その後の米国の不拡散政策の中にも認められる。例えば、G.W. ブッシュ政権は2006年2月、核燃料サイクルによる原子力エネルギーの供給を図りつつエネルギー需要、環境、開発、不拡散上の諸問題への対応を図ることを目的とした「国際原子力パートナーシップ (GNPP)」の創設を発表したが、この構想では核拡散抵抗力を有す使用済燃料リサイクル新技術を開発することのほか、濃縮や再処理を諦めた国に先進国が当該役務を提供することも視野に入れられていた。同構想を支えるものとして、ブッシュ政権は、国内政策に再処理施設と高速増殖炉の建設を計画した。明らかにこれらの政策は、フォード政権の核不拡散政策との間の共通性が見いだせる。フォードもブッシュも、再処理という行為自体は悪とはしなかつ

たのであった。

一方、オバマ現政権は、前政権により策定されていた使用済核燃料の再処理施設と、高速増殖炉の建設計画を中止したことを明らかにした。再処理という行為には要するに否定的なトーンを打ち出している。オバマ大統領は昨年の大統領選中に「原子力は最善の代替エネルギー源ではない」と指摘し、大統領就任後も代替エネルギー開発政策で原子力以外のクリーンエネルギーを志向している。つまり、原子力利用自体にも決して積極的とはいえない。現段階の暫定的評価ではあるが、以上の点ではオバマ政権の民生原子力利用と核不拡散の関係性はカーター政権期のそれとかなりの程度類似性が認められるのではないだろうか。オバマ政権は最近、多国間でウラン濃縮事業を行う枠組を構築する計画を提案している模様であるが、しかし、やはり再処理については多国間の枠組を構築するような提案はしないであろう。何よりも使用済燃料を複数の国から受け容れるという難しさがある。報道によれば、オバマ政権は今後、核不拡散を徹底化する核燃料サイクルの研究開発を継続し、GNEPの多国間協力の枠組については維持するとした、どちらかと言えば消極的な支持姿勢を見せた。大統領の一連の発言は、オバマ政権がGNEPを換骨奪胎し、核拡散抵抗性の高い技術の開発のみに注力することで、再処理を世界的に規制していくための枠組としたものとする可能性があることを示唆している。

注

- (1) 例えば、欧州の12カ国は1957年12月に、経済協力機構(OEEC)の枠組に基づく合弁事業体としてEUROCHEMIC社を設立、ベルギーのモルにおける多国間再処理施設の建設プロジェクトを推進した。同施設は1966年7月に完成、1975年1月まで再処理を行った。同プロジェクトの立ち上げには、米国が技術支援を行った。欧州原子力共同体(EURATOM)では1959年に、フランスのカダラッシュに高速増殖炉開発のための共同実験センターを設置することが提案され、その後、1962年にはドイツのカールスルーエ研究所研究を加えた2カ所を中心として共同実験を実施することを明記した1963～67年5カ年計画が承認された。
- (2) 無論、フォード、カーター両政権とも、政権内には様々な見解が見られ、脅威認識を厳密かつ純粋な形で二分できるわけではなく、この異なる認識を混合した中間的立場もあったことは想像に難くない。筆者はしかし、そうであってもなお、両政権の政策を全体的にみて明確に区別しうる性格の違いがあったと見る。
- (3) 最近のところでは、Maria Rost Rublee, *Nonproliferation Norms: Why States Choose Nuclear Restraint*, (University of Georgia Press, 2009), Jacques E.C. Hymans, *The Psychology of Nuclear Proliferation: Identity, Emotions, and Foreign Policy*, (Cambridge University Press, 2006) 国際関係論研究において、核拡散をする側、あるいは核

拡散を控える側の動機の解明に主たる関心が向けられ、核拡散を防止する側への説明が手薄になる傾向にあるのは、国家の行動を単純明快に説明するという研究上の使命からして寧ろ自然と思われる。

- (4) 本稿が対象とする日本や東アジアにおける核拡散に関する最近の優れた業績として、黒崎輝の『核兵器と日米関係：アメリカの核不拡散外交と日本の選択1960～1976』があるが、同書にしても日本が核武装に関してどのような選択をしてきたのか、また米国が当時の国際情勢の中で日本と核の関係をいかに誘導しようと試みてきたのかが焦点とされているのであって、基礎となる技術が軍事利用と民生利用にまたがるという核利用の性格について、主要な注意が向けられているわけではやはりない。
- (5) Jul.25.1969, Richard Nixon 279 - Informal Remarks in Guam With Newsmen, Public Papers of the Presidents, The American Presidency Project, (John Woolley and Gerhard Peters Papers, University of California, Santa Barbara)
- (6) 韓国の使用済核燃料の再処理を巡る歴史的な経緯については、Jungmin Kang & H.A. Feiveson, "South Korea's Shifting and Controversial Interest in Spent Fuel Reprocessing", *The Nonproliferation Review* Spring 2001, Pp.70-78, Michael Englehardt, *Rewarding Nonproliferation: The South and North Korean Cases*, *The Nonproliferation Review/ Spring/ Summer*, 1996.
- (7) 同上
- (8) ドン・オーバードファーの研究によると、キッシンジャーは1974年11月に駐韓大使に韓国の核開発に注意を喚起する電報を打っている。ドン・オーバードファー(菱木一美訳)『二つのコリア：国際政治の中の朝鮮半島』(共同通信社、2001年)91頁。
- (9) Telegram, Secretary of State Washington DC to American Embassies Taipei, "Call on Assistant Secretary Hummel by Victor Cheng", Sep.4.1973, National Archives at College Park (NACP), MD, Access to Archival Databases (AAD)、なお、米国が台湾の再処理に反対したことに関する時系列的整理として、National Security Archive Electronic Briefing Book No. 19 New Archival Evidence on Taiwanese "Nuclear Intentions", 1966-1976 Edited by William Burr October 13, 1999, <http://www.gwu.edu/~nsarchiv/NSAEBB/NSAEBB20/#fn6> (2009/7/17)を参照。
- (10) 資源エネルギー庁エネルギー白書2007
- (11) John L. Lurewitz, "The U.S. Nuclear Power Industry: Past, Present, and Possible Futures" *Energy & Environment* Vol. 13, No. 2, 2002, pp.207-237
- (12) フォード政権はインドへの核拡散を懸念していたと思われるが、いったんインドによって核実験が行われてしまったのちには、どちらかと言えばあからさまな衝突、実質的な批判を回避する傾向を見せた。同政権は、逆に、中小国に対する核保有に対しては、もっと神経質であった。要するに、フォード政権の核不拡散の努力の根底にあったのは地政学的な計算

と地域の序列構造の考慮であったと思われる。キッシンジャー国務長官は1975年10月、米国が「インド亜大陸におけるインドの軍事的優位の現実に即して生きていくことをいとわない」ことや、「インドの核爆発実験は、世界の核不拡散の努力にとって深刻な後退であったが、戦略的重大性は小さい」こと、「機微な機器、技術の輸出に対応する政策を静かに推進する」ことなどをフォードに助言していた。これらの発言は、Memorandum, Kissinger, “Meeting With Y.V. Chavan, Foreign Minister of India” (With Stamp, “The President Has Seen”) Oct. 6. 1975, Gerald R. Ford Papers, Presidential Countries Files for the Middle East And South Asia, Box 12, Gerald Ford Library (NLGRF)

- (13) Telegram, US Mission Vienna to Secretary of State Washington DC, “Korean Ratification of NPT” Aug.13.1974, NACP, AAD
- (14) Memorandum, Department of State Executive Secretary, George Springsteen to Lieutenant General Brent Scowcroft the White House, “Sale of Rocket Propulsion Technology to South Korea,” Feb. 4. 1975, National Security Adviser, Presidential Countries Files for East Asia, Box 9. NLGRF
- (15) Memorandum, S/PC M. Hartman to S/PC Colonel Davenport, “NSDM48 Steering Group Review of ROK Force Modernization,” Jan. 18. 1971, RG 59 General Record of Department of State, NSC File 1964-76, NSDM 25-48. Box 7. National Archives at College Park (NACP)
- (16) Telegram, Brent Scowcroft to Embassy Seoul, as an attached document of Memorandum, Staff Secretary Jeanne W Davis to George Springsteen, “ROK Weapon Plan,” March. 3. 1975, National Security Adviser, Presidential Countries Files for East Asia, Box 9. NLGRF
- (17) Telegram, Secretary of State Washington DC to American Embassies Colombo and Kathmandu, “US-Canadian Consultations on Non-Proliferation (on) July 25, 1974” Aug. 05. 1974, NACP, AAD
- (18) Memorandum, NSC Under Secretaries Committee through Staff Secretary Wreatham Gathright to President Ford, “US Nuclear Non-Proliferation Policy” Dec.5.1974, US National Security Council Institutional Files (IFU), Box 76
- (19) W.R. Smyser to Brent Scowcroft, “Your Meeting with Our Ambassador to South Korea, Richard N. Sneider on March 27, 1975 at 5:00pm,” Mar.26. 1975, National Security Adviser, Presidential Countries Files for East Asia, Box 9. NLGRF
- (20) もっとも、日本の原子力発電の黎明期においても状況は似たようなものであった。サンゴバン社が欧州以外としてはじめて日本と再処理施設の基本設計の契約を締結した1965年12月の時点では、電力系統に接続していたのは東海原子力発電所1号機と日本原子力研究所原子炉施設(JPDR)のみであった(IAEA PRIS データベース)。ただ、再処理に固有の核拡散上の懸念が国際的に喧伝されるようになってきた1970

年代、日本では20基の商業用炉が完成するなど大規模な原子力開発計画が進捗し、正統性の担保の上で有利な状況にあった。

- (21) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “ROK Nuclear Program” Feb.20.1975, NACP, AAD
- (22) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “ROKG Desire for Joint Japanese Taiwanese ROK Regional Nuclear Fuel Reprocessing Facility” Apr.21.1975, NARA, AAD
- (23) Telegram, Secretary of State to US Delegation Secretary Priority, “Daily Activities Report from Principals for Tuesday July 1, 1975 for the Secretary from Robert S. Ingersoll” Jul. 2. 1975, NACP, AAD
- (24) Wm. L. Lennemann, H.E. Parker and P.J. West, “Management of Radioactive Wastes” *IAEA Bulletin* 1975 - Volume 17, Issue 4
- (25) Telegram, Secretary of State to American Embassies (Tokyo, Manila, Canberra, Tehran, Jakarta, Islamabad, Cairo, Ankara, Taipei, Singapore, Tel Aviv, Wellington, Seoul, IAEA Vienna, Kuwait, Kuala Lumpur, Moscow, London, Paris, Bonn, Ottawa, New Delhi, US Mission NATO Brussels) “Multinational Nuclear Centers: Assessment of Key Asian Countries Attitudes toward Plutonium Reprocessing” Jun. 30. 1975, NACP, AAD
- (26) Telegram, ACDA Wolfowitz and Finkle; State Department Ozurhellen, Vest, Dobbins, Bartholomew, and Bengelsdorf; Joint Chiefs of Staff, Wilmot; Defense Department Laundauer to Seoul, “ROK Nuclear Fuel Reprocessing Plan” Jun.30.1975, Declassified by Mandatory Review July 13, 2009, National Security Adviser, Presidential Countries Files for East Asia and the Pacific, Box 9.NLGRF
- (27) Ibid.
- (28) Kissinger Speech, from Editorial Rio De Janeiro Jornal Do Brasil “Nuclear Contradiction”
- (29) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “ROK Nuclear Fuel Reprocessing Plans” Aug. 23. 1975, NACP, AAD
- (30) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “ROK Nuclear Fuel Reprocessing Plants” Sep. 30. 1975, NACP, AAD
- (31) Ibid
- (32) Ibid
- (33) Ibid
- (34) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “Deputy Secretary Ingersoll’s Meeting with Ambassador of Korea” Oct. 9. 1975, NACP, AAD
- (35) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “ROKG Rejects our presentation on Nuclear Reprocessing” Oct. 24. 1975, NACP, AAD
- (36) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “ROKG Nuclear Reprocessing” Oct. 31. 1975, National Security Adviser, Presidential Countries Files for East Asia

- and the Pacific, Box 11. NLGRF
- (37) 例えば濃縮・再処理準備会は、フォード政権が強力に支持し、ベクテル社などを通じて推進しようとした濃縮の多国籍ベンチャーについて、同社及び国務省との交渉窓口になった。国務省は同準備会が日本の対外的な原子力政策の調整機構になっていると認識していた。
- (38) Telegram, American Embassy Tokyo to Secretary of State, ERDA, American Embassies Seoul and Manila, “Regional Reprocessing SE Asia” May. 28. 1975, NACP, AAD
- (39) Telegram, US Mission Geneva to Secretary of State, “NPT Revcon: Japan NPT Ratification; Physical Protection and Regional Fuel Cycle Centers” May. 23. 1975, NACP, AAD
- (40) Telegram, American Embassy Tokyo to Secretary of State, ERDA, American Embassies Seoul and Manila, No Title Jul. 19. 1975, NACP, AAD
- (41) Ibid
- (42) Telegram, Kissinger to American Embassies Tokyo and Vienna, Drafted by J. Kahan, Van Doren, “Bilateral Approach on Regional Fuel Cycle Center” Oct. 16. 1975, NACP, AAD
- (43) Ibid
- (44) Telegram, American Embassy Tokyo to ERDA, “Multinational Reprocessing Plant” Oct. 16. 1975, NACP, AAD
- (45) Ibid
- (46) Ibid
- (47) Telegram, Kissinger to American Embassies Seoul and Tokyo, “Reprocessing Plant for Korea” Nov. 21. 1975, NACP, AAD
- (48) Telegram, American Embassy to Secretary of State, “ROK Nuclear Reprocessing” Dec. 10. 1975, National Security Adviser, Presidential Countries Files for East Asia and the Pacific, Box 11. NLGRF
- (49) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “ROK Nuclear Reprocessing” Dec. 16. 1975, NACP, AAD
- (50) Ibid
- (51) Telegram, American Embassy Seoul to Secretary of State, “ROK Nuclear Reprocessing” Dec. 27. 1975, NACP, AAD
- (52) Ibid
- (53) Ibid
- (54) Telegram, Secretary of State to American Embassy Tokyo, Drafted by D.F. Smith, and Approved by Kratzer “US-Japan Nuclear Cooperation: UEA” Dec. 24. 1975, NACP, AAD
- (55) Telegram, American Embassy Taipei to Secretary of State, “Foreign Minister Reaffirms ROC Decision to Refrain from Acquiring Reprocessing Plant” Nov. 23. 1973, NACP, AAD
- (56) Telegram, American Embassy Taipei to Secretary of State, “ROC’s Nuclear Intentions: Conversation with Premier Chiang Shing-Kuo” Sep. 15. 1976, National Security Adviser, Presidential Countries Files for East Asia and the Pacific, Box 5. NLGRF
- (57) Ibid
- (58) Victor K. McElhenry, “Church Unit Acts on Plutonium Use” *New York Times*; Oct. 11. 1975
- (59) David E. Lilienthal, “If This Continues, the Cockroach Will Inherit the Earth” *New York Times* (1857-Current file); Jun 20, 1975
- (60) Memorandum to the President “Nuclear Policy Review,” Sep. 7. 1976, NNP Unpublished Coll. NNP Research File, Box 4. National Security Archive, George Washington University
- (61) Telegram, Secretary of State to American Embassy Tehran and US Missions IAEA, USUN NATO, and EC, “Presidential Statement on Nuclear Export and Non-Proliferation Policy”, Gerald R. Ford Papers, Presidential Countries Files for the Middles East And South Asia, Box 13, NLGRF
- (62) ヴィクター・ギリンスキー氏インタビュー (2009年1月21日)、ノーレンス・シャインマン教授インタビュー (2009年4月28日)
- (63) Susan Fraker, “The Volatile Voters of ‘76” *Newsweek* Oct. 25. 1976
- (64) Presidential Review Memorandum / NSC-15, “Non-Proliferation Policy” Zbigniew Brezinski to the Vice President; The Secretary of State; The Secretary of Defense; also to The Director, ACDA; The Administrator, ERDA; The Director of Central Intelligence; The Assistant to the President for Energy Policy, Jan. 21. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, Presidential Review Memoranda 10 through Presidential Review Memoranda 36-47, Jimmy Carter Library (NLJC)
- (65) United States Nuclear Non-Proliferation Policy Review (Response to PRM-15) pp.4-5, Mar. 10. 1977, NLJC
- (66) Summary “Nuclear Power-Issue and Choices” Report of the Nuclear Energy Policy Study Group, Feb. 25. 1977 (With a memorandum as an invoice from Frank Press to the President on Mar.1.1975 and with Carter’s signature) Presidential Papers of Weddington, Wage and Price Control to White House Briefing woman, Box. 75, NLJC
- (67) Department of State, Memorandum of Conversation, “Minister Fukuda Conversation II”, Feb. 1, 1977, Vice President Mondale – Prime Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs Staff Material- Far East, Armacost-Chron File, Box. 6 NLJC
- (68) Ibid
- (69) Telegram, American Embassy Tokyo to ERDA, “Visit JAEC Deputy Chairman Inoeu Group to Washington” Feb.09.1977, National Security Affairs, Staff Material-Far East, Armacost- Chron File, Box.2, NLJC; エコノミスト編集部「インタビュー、井上五郎：米国の核政策に反論する〔原子力委員会委員長代理に聞く〕」*エコノミスト* 55(21), 30-33頁, 1977/05/24
- (70) Presidential Review Memorandum / NSC-13, “Korea” Brezinski to the Vice President; The Secretary of State; The Secretary of Defense; also to The Secretary of Treasury;

- The U.S. Representative to the U.N.; The Director, OMB; The Chairman JCS; The Director of Central Intelligence; The Director, ACDA, Jan. 26. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, Presidential Review Memoranda 10 through Presidential Review Memoranda 36-47, Jimmy Carter Library (NLJC)
- (71) Memorandum for Mr. Davis Aaron from Leon Sloss, Acting Director ACDA, “PRM-13 Review” Mar. 10. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, Presidential Review Memoranda 10 through Presidential Review Memoranda 36-47, Jimmy Carter Library (NLJC)
- (72) ルイス・V・ノセンゾ氏からの電子メール (2009年4月20日)
- (73) Secretary of State Cyrus Vance Memorandum to the President, “Nuclear Reprocessing for Fukuda Discussion” Mar. 20. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (74) Ibid
- (75) National Security Council Memorandum, Armacost to Brzezinski, “Japan and the Nuclear Reprocessing Issue” Apr. 18, 1977 Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (76) The White House, Remarks of the President on Nuclear Power Policy and Question and Answer Session, The Briefing Room Apr. 7, 1977
- (77) National Security Council Jessica Tuchman to Brzezinski, “Reprocessing in Japan – President’s Statement this morning” Apr. 7. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (78) ジョセフ・ナイ教授 電話インタビュー (2009年3月18日)
- (79) 核燃料サイクル問題研究会編『資源小国 日本の挑戦』34頁 (日刊工業新聞社、1978年)
- (80) 科学技術庁監修 財団法人科学技術広報財団編『あの日、あの時』科学技術庁40年の歩み (電力新報社、1996年 [非売品]) 224頁 (内田勇夫氏、聞き手 見角鋭二「あの日、あの時 26 日米再処理交渉を巡って」)
- (81) 科学技術庁原子力局、昭和52年原子力委員会月報4月号 (第22巻第4号) <http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/ugoki/geppou/1976-1985.html> (2009年5月24日閲覧)
- (82) National Security Council Memorandum, Armacost to Brzezinski, “Japan and the Nuclear Reprocessing Issue” Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (83) Ibid
- (84) Telegram, American Embassy Tokyo to Secretary of State, “Japanese Approach to forthcoming Nuclear Negotiations” May. 31. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (85) Ibid
- (86) ジョセフ・ナイ教授 電話インタビュー (2009年3月18日)
- (87) The White House Memorandum, Brzezinski to the President, “Japanese Nuclear Talks – Negotiating Guidance. May. 31. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (88) Ibid
- (89) Ibid
- (90) 内田 (前掲) 『あの日、あの時』 225-230 頁
- (91) 同上
- (92) 同上
- (93) 同上
- (94) ヴィクター・ギリンスキー氏インタビュー (2009年1月21日)、ノーレンス・シャインマン教授インタビュー (2009年4月28日)
- (95) Memorandum, Warren Christopher to the President, “Current Tokai Negotiations” Aug. 30. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (96) Memorandum, Brzezinski to the President, “Tokai Decision” Aug. 31. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (97) Telegram, Smith to White House and Secretary of State, “Tokai Negotiation” Aug. 31. 1977, Presidential Papers of Jimmy Carter, National Security Affairs, Brzezinski Material Country File Box. 40, NLJC
- (98) 核燃料サイクル問題研究会編、前掲書 126～127頁、及び付録 174～176頁 (昭和52年9月12日「日米共同声明」)

(受稿：2009年9月30日 受理：2009年11月12日)